

# 地方公共団体における アナログ規制見直し事例集

デジタル庁 戦略・組織G  
デジタル改革企画（法制・制度）

# 先行団体における見直し好事例

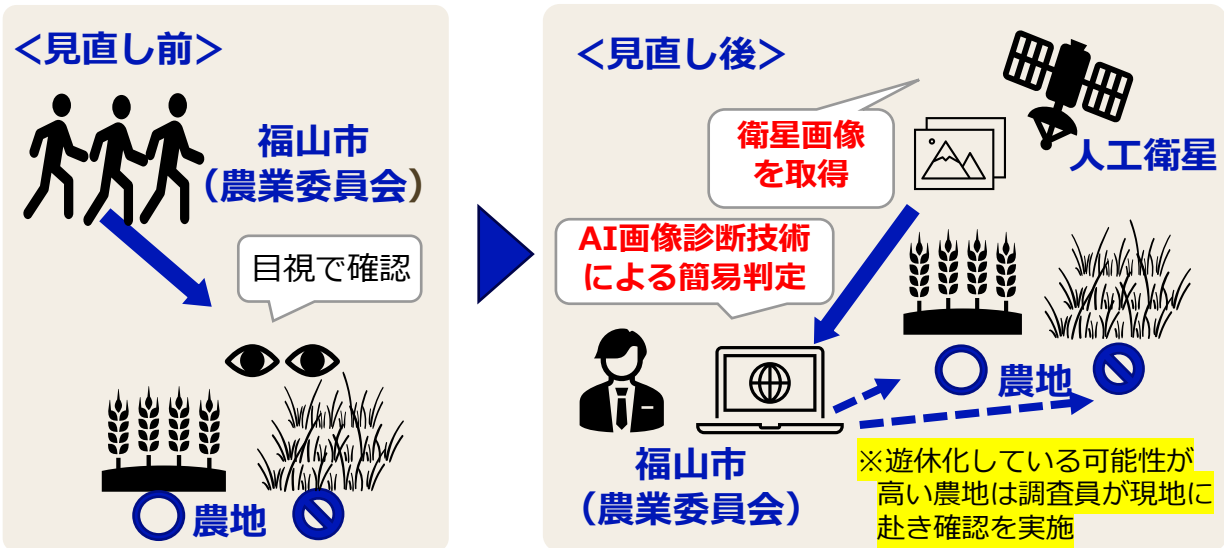
---

国の法令や通知・通達を受けアナログ規制を見直した事例

# 国の法令や通知・通達を受けアナログ規制を見直した事例

NO.	規制項目	事例内容	自治体名
1	目視	農地利用状況調査への衛星データ・AIを活用した取組	広島県福山市
2	目視	給水装置工事のリモート検査	茨城県水戸市
3	目視	配水ポンプ場の点検におけるドローンとIoTセンターの活用	神奈川県横浜市
4	目視	産業廃棄物処理施設の検査等のオンライン化	埼玉県
5	目視	固定資産の現況調査における衛星写真及び生成AI活用	香川県善通寺市
6	目視	水道施設の点検における人工衛星画像等の活用	福岡県福岡市
7	目視	水管橋点検へのドローン等の活用	大阪府豊中市
8	目視	指定自立生活援助事業者による利用者状況把握に係るオンライン活用	—
9	目視	農地の作付確認への衛星データの活用	福島県南相馬市
10	目視 定期検査・点検	道路橋の定期点検におけるドローンの活用	千葉県君津市
11	定期検査・点検	タブレットを活用した定点肉厚測定 のデジタル化	三重県四日市市

NO.	規制項目	事例内容	自治体名
12	定期検査・点検	高圧ガス配管の外観目視検査	三重県四日市市
13	常駐・専任	主任技術者又は監理技術者の専任 規制緩和	神奈川県厚木市
14	常駐・専任	排水設備工事責任技術者の営業所 ごとの専任規制の緩和	静岡県焼津市
15	対面講習	防火管理講習などのオンライン完 結	福岡県福岡市
16	書面掲示	条例交付事務のデジタル化	—
17	書面掲示	違反広告物を保管した際の公示の オンライン化	神奈川県川崎市
18	往訪閲覧・縦覧	道路台帳のインターネット公開に よる電子閲覧	福井県福井市
19	往訪閲覧・縦覧	建築士名簿等のインターネット閲 覧	神奈川県
20	書面／対面	介護認定審査会のペーパーレス 化・オンライン開催	東京都府中市
21	対面	介護認定審査会のオンライン開催	沖縄県糸満市
22	対面	要介護認定事務に係るプロセス全 体のデジタル化	福島県郡山市



**「農地法」（改正なし）**  
第30条 農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）を行わなければならない。

**「農地法の運用について」の制定について**  
(平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)（最終改正：令和6年3月28日）

<p>第3 遊休農地に関する措置（一部抜粋）</p> <p>1 法第30条第1項関係</p> <p>(2) 調査の方法</p> <p>ウ 道路からの目視により雑草が繁茂していることが確認された場合は、現地で利用状況の写真を撮影し、その旨をタブレット端末等に記録すること。</p> <p><b>エ 人工衛星又は無人航空機の利用その他の手段により得られる動画又は画像（(1)の時期に撮影されたものであって、①の調査を行うに当たって十分な解像度を有するものに限る。）を使用する場合には、次の方法により、調査を行うことができる。</b></p> <p><b>① 当該動画又は画像を使用して、一筆の農地ごとに遊休農地に該当するおそれのない農地と該当するおそれのある農地とを区別する調査を実施</b></p> <p>なお、当該調査は、当該動画若しくは画像の目視による確認又は遊休農地に該当するおそれがあるか否かの判定について十分な水準を有すると認められる技術により行うこと。</p>	<p>第3 遊休農地に関する措置（一部抜粋）</p> <p>1 法第30条第1項関係</p> <p>(2) 調査の方法</p> <p>ウ 道路からの目視により雑草が繁茂していることが確認された場合は、現地で利用状況の写真を撮影し、その旨を図面等に記録すること。</p>
---	--

業 務 内 容	農地法に基づく農地利用状況調査（農地パトロール）
見 直 し 内 容	<p>国（農水省）によるアナログ規制の見直し（※）を踏まえ、衛星画像データとAI技術を活用した利用状況調査の実施に取り組んだ</p> <p><b>【見直し前】</b> 調査員（農地利用最適化推進委員）が現地に赴いて対象農地の遊休農地への該当性や遊休化の程度といった農地状況を目視で確認して判定。</p> <p><b>【見直し後】</b> 衛星画像やAIによる画像診断技術を活用することで、農地状況を判定</p> <p>※「「農地法の運用について」の制定について」（農水省経営局長・農村振興局長通知）の一部改正により、従来の目視による方法に加え、人工衛星や無人航空機等が活用可能であることが明確化された</p>
活 用 技 術	人工衛星（衛星画像）、AI画像診断技術
効 果	<p><b>【定量的な効果】</b> 現地確認の時間の軽減</p> <p><b>【定性的な効果】</b> 農地パトロールの一次判断ができることで調査効率が上がり、調査員のモチベーションのアップ</p>
そ の 他 情 報	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県主催のスタートアップ共同調達推進事業に令和5年度に応募し、令和6年度に実証実験を開始</li> <li>市内全域の農地を衛星画像で解析。遊休農地と判断された対象農地を調査（令和6年度：3,901ha、令和7年度：3,193ha）（参考：令和5年度（導入前）：5,757ha）</li> </ul>



水道法第17条第1項・第2項（当時厚生労働省所管、現国土交通省所管）における見直し内容  
 →法律改正によらず、通知の発出による解釈の明確化

○ 水道法（改正なし）  
 （給水装置の検査）  
 第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。（以下省略）

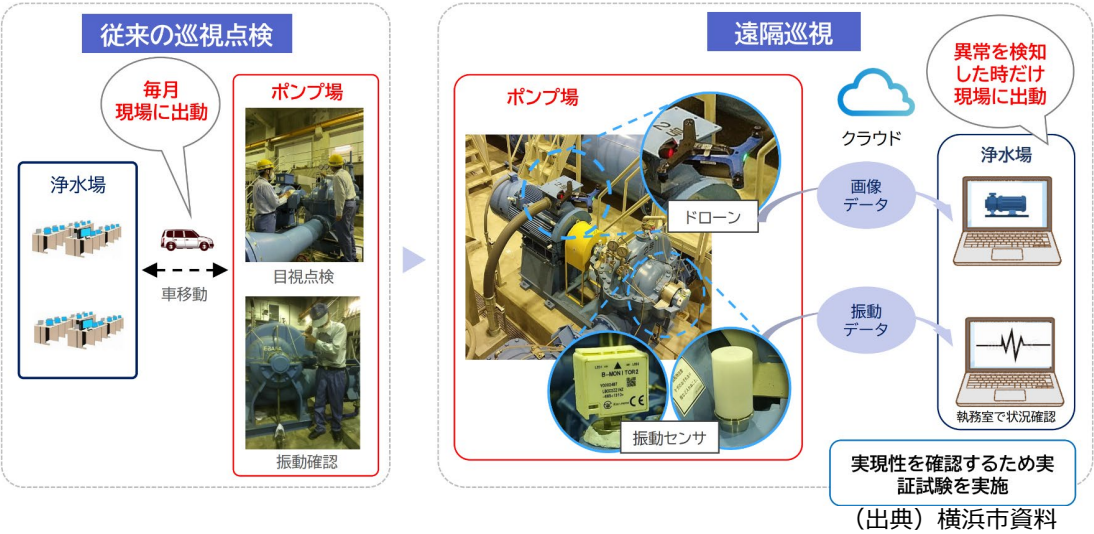
2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について  
 （令和5年3月31日付 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知より抜粋）

○ 法第17条第1項について  
 水道事業者の職員が行う給水装置の検査の実施方法は、水の供給を受ける者の土地又は建物等に立ち入って検査する従前の手段のほか、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。なお、立入検査の実施者は、立入検査の目的等を考慮した上で実施方法を判断されたい。

○ 法第17条第2項及び法第39条第4項について  
 オンライン方式による立入検査を行う場合は、職員は身分を示す証票を携帯し、関係者に画面越しに提示するものとする。

業務内容	給水装置工事が構造・材質基準に適合し、施工方法が適切に行われたことを確認する完成検査業務を遠隔で実施												
見直し内容	<p>【見直し前】 職員が現地を訪問し、施工した指定工事事業者の立会いの下で検査を実施。身分書は実物の携帯が必要</p> <p>【見直し後】 ※運用の見直し 職員と指定工事事業者がスマートフォン等のビデオ通話機能を利用し、職員が現地訪問せずに遠隔検査を実施。身分書は画面越しの提示で対応可能</p>												
活用技術	ウェブカメラ、オンライン会議システム												
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リモート検査は令和6年4月から本格採用</li> <li>・令和6年度はリモート対象検査の約3割をリモート実施</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>従来の立会検査</th> <th>リモート検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査員1人あたり日最大検査数</td> <td>5件</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>検査で使用する公用車の年間給油量</td> <td>1,514ℓ</td> <td>1,037ℓ</td> </tr> <tr> <td>職員1人あたり業務量</td> <td colspan="2">リモート検査1回実施あたり約50分削減 (公用車の移動平均時間等を積算)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、交通事故のリスク低減や炎天下での作業負担軽減等のメリットに寄与</li> </ul>		従来の立会検査	リモート検査	検査員1人あたり日最大検査数	5件	11件	検査で使用する公用車の年間給油量	1,514ℓ	1,037ℓ	職員1人あたり業務量	リモート検査1回実施あたり約50分削減 (公用車の移動平均時間等を積算)	
	従来の立会検査	リモート検査											
検査員1人あたり日最大検査数	5件	11件											
検査で使用する公用車の年間給油量	1,514ℓ	1,037ℓ											
職員1人あたり業務量	リモート検査1回実施あたり約50分削減 (公用車の移動平均時間等を積算)												
その他参考情報	イニシャルコスト：6,050円 ランニングコスト：0円 ※ノートPC購入やネットワーク利用料等は他課より提供												



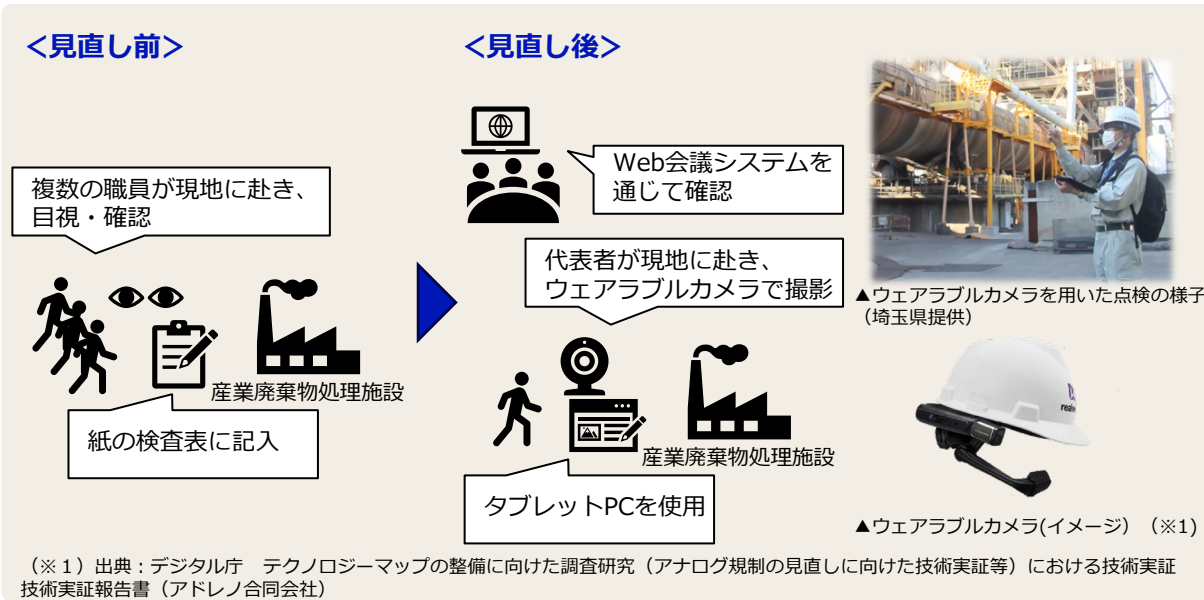
業務内容	ICTを活用した効率的かつ持続的な配水ポンプの維持管理方法を確立することを目的に、配水ポンプ場でドローンとIoTセンサーを組み合わせた遠隔巡視を実施						
見直し内容	<p>【見直し前】 職員3～4名が市内23か所のポンプ場に赴き（往復最大2時間）、目視により計器の指示値、ポンプの振動を確認し、<b>異常がないか</b>について巡視点検を実施</p> <p>【見直し後】 <b>ドローンの撮影映像やIoTセンサーの振動データ</b>で漏水・漏油の有無やポンプ劣化兆候を判断する、遠隔巡視に運用を見直し（異常発見時は職員が即時対応）</p>						
活用技術	ドローン、IoTセンサ、Wi-Fi、クラウドシステム						
見込まれる効果	<p>・市内23か所の配水ポンプ場の効率的な維持管理につながり、従来は1ポンプ場あたり職員3～4名で半日から1日かけて実施していた毎月の巡視点検を遠隔監視に置き換えることで、<b>点検時間削減</b>が期待できる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>巡視点検に要する時間</td> <td>8,556時間/年</td> </tr> <tr> <td>遠隔巡視に要する時間</td> <td>2,852時間/年</td> </tr> <tr> <td><b>削減効果見込み</b></td> <td><b>5,704時間/年</b></td> </tr> </table> <p>・巡視点検における異常判断は、経験に基づくノウハウ・技術力が必要となるが、<b>経験豊富な職員の減少により業務継続が困難になるといった課題の解決</b>も期待できる。</p>	巡視点検に要する時間	8,556時間/年	遠隔巡視に要する時間	2,852時間/年	<b>削減効果見込み</b>	<b>5,704時間/年</b>
巡視点検に要する時間	8,556時間/年						
遠隔巡視に要する時間	2,852時間/年						
<b>削減効果見込み</b>	<b>5,704時間/年</b>						
その他参考情報	実証実験を踏まえ、市としては本格導入の方針。						

国（国土交通省）における見直し内容（水道法施行規則）

改正後	改正前
<p>（水道施設の維持及び修繕）</p> <p>第17条の2 法第22条の2 第1項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 水道施設の構造…を勘案して、…運転状態を監視し、及び適切な時期に、<b>水道施設の巡視</b>を行い、…必要な措置を講ずること。</p> <p>二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、<b>目視又はこれと同等以上の方法</b>その他適切な方法により点検を行うこと。</p> <p>三・四 略</p>	<p>（水道施設の維持及び修繕）</p> <p>第17条の2 法第22条の2 第1項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 水道施設の構造…を勘案して、…運転状態を監視し、及び適切な時期に、水道施設の巡視を行い、…必要な措置を講ずること。</p> <p>二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。</p> <p>三・四 略</p>

水道法施行規則の一部改正について（水道施設の維持及び修繕関係）

<p>第2 改正の内容</p> <p>1 新たな技術を活用して、水道施設の確認に係る水道事業者の負担を軽減する観点から、<b>目視による点検だけではなく、目視と同等以上の方法による点検が可能であることを明確化</b>する。（第17条の2第1項第2号の改正）</p> <p>第3 新技術の活用について</p> <p>第17条の2第1項第1号における<b>巡視については、現場へ赴く巡視はもとより、それと同等以上の状態把握ができる方法による遠隔での確認行為も巡視にあたる。</b></p> <p style="text-align: right;">※令和5年3月22日付 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知より抜粋</p>
--

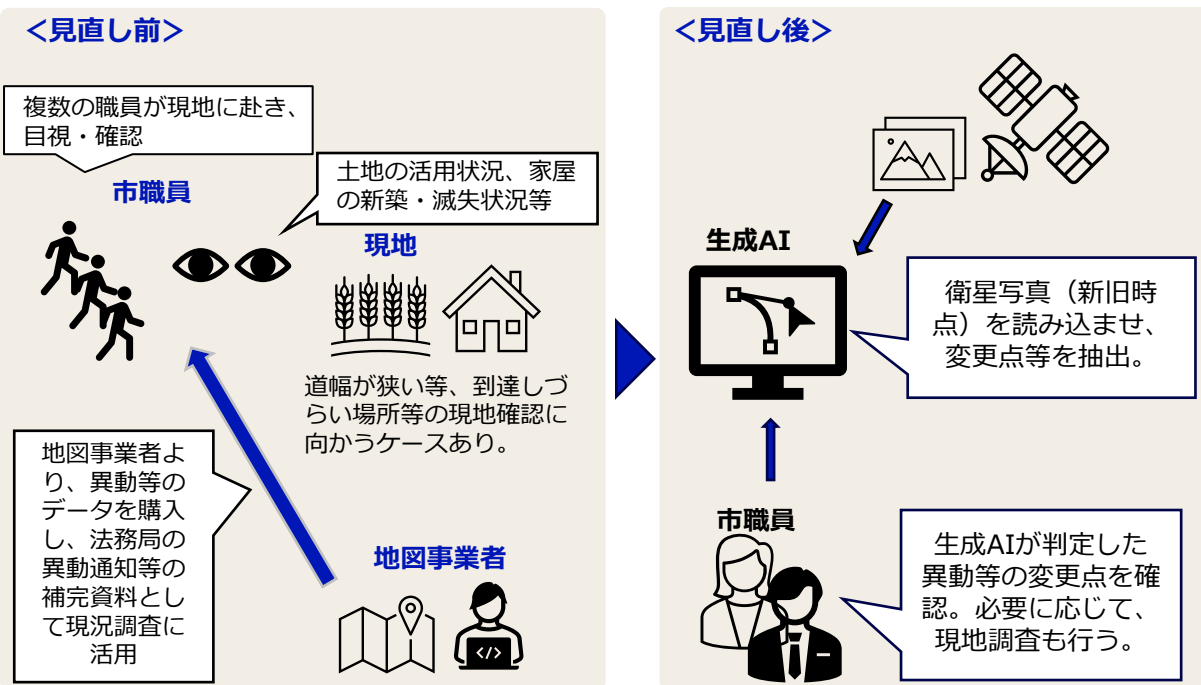


デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（令和5年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）

（一部抜粋）  
 第2 報告及び立入検査について  
 （略）立入検査は、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の処理状況や処理施設の構造、維持管理の状況等を確認し、必要な情報を把握するものである。この趣旨を踏まえると、**立入検査の実施に当たっては、検査の目的や検査対象、検査場所等を踏まえて、効果的かつ適切な検査の方法で行うことが必要である。**  
**当該検査の方法については、デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、積極的にデジタル技術を活用することが推奨され、具体的な方法としては、例えば、オンライン会議システム等を活用して廃棄物の処理状況や帳簿書類の内容等を遠隔地から確認及び質疑応答を行うこと、ドローン映像により施設の構造等を確認することなどが考えられる。**  
 デジタル技術を活用して遠隔により立入検査を行う場合であっても、法第19条第3項に基づき、検査をする職員は身分を示す証明書を携帯しなければならないものの、関係人への掲示は画面への投影等により行うことも可能であることに留意されたい。

※国による通知を踏まえ、埼玉県においても「デジタル原則を踏まえた要綱要領等の適用に係る解釈の明確化等について」の通知を発出し運用の見直しを図った

業務内容	産業廃棄物処理施設の検査における遠隔臨場・ペーパーレス立入
見直し内容	【見直し前】複数の職員が現地に赴き、立入検査を実施。紙ベースの検査表を使用して、記入・確認  【見直し後】代表者（環境管理事務所職員）が現地に赴き、 <b>ウェアラブルカメラで映像を撮影</b> 。その他の職員は、事務所の会議室等で <b>web会議システムを通じて映像を確認</b> し、遠隔で立入検査を実施。検査表等の必要書類を電子化し、 <b>タブレットPCを使用</b> して記入・確認
活用技術	ウェアラブルカメラ 価格：270,000円（税抜） タブレットPC 価格：73,300円（税抜）
効果	＜定量的な効果＞ 令和6年度に実施したタブレットPCを使用した立入検査9件（うち産業廃棄物処理施設に対する検査2件）において、 <b>報告書作成時間を計約270分縮減</b> ＜定性的な効果＞ 事故時等において <b>即時に関係者との情報共有が可能</b> になり、迅速な対応を実施。先輩職員の検査を遠隔で体験でき、 <b>若手職員のOJT</b> にも寄与
その他参考情報	ウェアラブルカメラは、令和6年度に3台、令和7年度にさらに2台を導入



地方税法第408条（総務省所管）における見直し内容  
 →法律改正によらず、通知の発出による解釈の明確化

○地方税法（改正なし）  
 （固定資産の現地調査）  
 第四百八条 市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少くとも一回現地に調査させなければならない。

固定資産の現況調査に係る実態調査の調査結果及び先進事例について（令和6年4月1日付総税評第17号）

（一部抜粋）  
 固定資産の現況調査については、地方税法（昭和25年法律第226号）第408条に基づき各市町村において適正に実施していただいているところであり、（中略）**近年は、無人航空機（いわゆるドローン）及び衛星による写真撮影やAIによる画像解析等の新たな技術が開発されており、航空写真に加えてこれらの技術を固定資産の現況調査に活用することにより、適正な課税を維持しつつ、更なる事務の効率化が期待できます。**  
 つきましては、今後の現況調査事務の参考として、本調査結果等を活用いただきますようお願いいたします。（以下、略）

業務内容	固定資産の現況調査に係る実地調査
見直し内容	<p>毎年、地図業者が保有する異動等のデータを購入し現況調査に係る実地調査に活用していたが、国による左記通知の発出を受け<b>衛星写真や生成AI等のデジタル技術を活用した現況調査へ運用の見直しを行ったもの。</b></p> <p>【見直し前】複数の職員が現地に赴き、家屋の滅失や地目の無断転用等について調査・確認。</p> <p>【見直し後】衛星写真を購入し、切り出した<b>衛星写真（新旧時点）を生成AIに読み込ませ、変更点を調査・確認。</b>                  ※必要に応じて現地調査も行っている。</p>
活用技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星写真(30cm解像度をHD処理により15cm相当まで向上したもの) 価格：990千円（税抜）/年</li> <li>生成AIツール 価格：200千円（税抜）/年</li> </ul>
効果	<p>&lt;定量的な効果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査の件数が<b>約600件から約100件ほどに削減。</b></li> <li>家屋滅失や地目の無断転用等の把握を生成AIにより行うことにより、<b>地図業者からの異動等のデータ購入費約1,000千円削減。</b></li> </ul> <p>&lt;定性的な効果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>到達しづらい場所等への調査件数の削減により、<b>職員の心理的負担が軽減された。</b></li> <li>現地調査の件数が大幅に削減されたことにより、課税事務に早く取り組むことが可能になった。</li> </ul>
その他参考情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の用途を生成AIで判別するシステムは職員が自作。（外注で開発するより、費用を30分の1程度に抑えることができた。）</li> <li>衛星写真及び生成AI活用の効果は大きく、更なる精度向上を目指し生成AI改善の取組を継続中。</li> </ul>

<見直し前>

職員が現地へ赴き音聴棒等で確認



<見直し後>



国（国土交通省）における見直し内容（水道法施行規則）

改正後	改正前
（水道施設の維持及び修繕） 第17条の2 法第22条の2第1項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 （略） 二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、 <b>目視又はこれと同等以上の方法</b> その他適切な方法により点検を行うこと。 三 （略） 四 （略）	（水道施設の維持及び修繕） 第17条の2 法第22条の2第1項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 （略） 二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。 三 （略） 四 （略）

水道法施行規則の一部改正について（水道施設の維持及び修繕関係）

第2 改正の内容 1 新たな技術を活用して、水道施設の確認に係る水道事業者の負担を軽減する観点から、 <b>目視による点検だけではなく、目視と同等以上の方法による点検が可能であることを明確化する。</b> （第17条の2第1項第2号の改正） 第3 新技術の活用について 第17条の2第1項第1号における <b>巡視については、現場へ赴く巡視はもとより、それと同等以上の状態把握ができる方法による遠隔での確認行為も巡視にあたる。</b> ※令和5年3月22日付 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知より抜粋
---

業務内容

- ①人工衛星画像等をAIで解析し、地中水道管の漏水リスクを判定。リスクエリアを絞り込んだ結果を②の詳細調査へ反映
- ②①で判定されたリスクエリアを中心に高感度のIoTセンサー設置し、遠隔地にいながらリアルタイムで定点監視を実施

見直し内容

- 【見直し前】  
職員が現地へ赴き、音聴棒や相關式漏水探知機を用いた漏水調査を計画的に実施
- 【見直し後】  
衛星画像やAI技術の活用により配水管や給水管の漏水リスクを感知し、IoTセンサーにより遠隔地にいながらリアルタイムで定点監視を実施  
※運用の見直し

活用技術

人工衛星、AI解析技術、IoTセンサー

効果

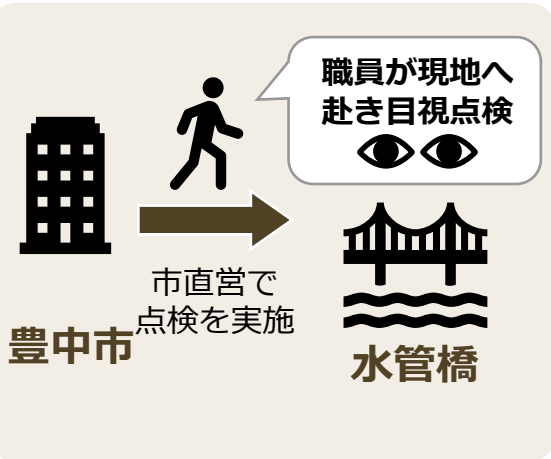
- 【業務内容①（人工衛星）】  
人工衛星画像等を用いてスクリーニングすることで、より効率的にリスクエリアの詳細調査が可能となった。
  - 【業務内容②（IoTセンサー）】  
主要国道や鉄軌道横断部など、甚大な二次被害が想定される場所に設置し日々の状況をモニタリングすることで、早期発見・対応が可能となった。
- ⇒**目視調査では分からない、微量漏水を発見した実績あり**

※今後の技術活用の状況次第で人件費や委託費の減となる見込みもあり  
 ※本件はスタートアップ公共調達サポート事業の一環として実施しており、スタートアップ企業の参入促進にも寄与

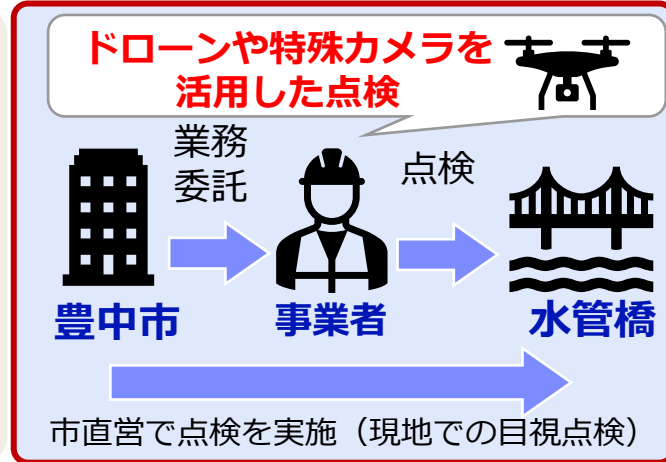
その他参考情報

令和5年度～令和6年度にかけて実証実験を実施

<見直し前>



<見直し後>



業務内容	水道施設（水管橋）の点検
見直し方法	運用の見直し ※ 国（厚労省（R6年度～国交省に移管））による規則の改正、通知の発出、点検ガイドラインの改正により、従来の“目視による点検”に加え、“目視と同等以上の方法その他適切な方法による点検”も可能であることが明確化されるとともに、ドローン等新技術の活用が推奨されたことを受け、ドローン等を活用した点検へと運用を見直し（市の条例等例規やマニュアル等の改正は行っていない）
見直し内容	【見直し前】目視のみで点検を実施 【見直し後】従来の方法に加え、ドローンや特殊カメラを活用した点検も実施
活用技術	ドローン、特殊カメラ
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ドローン等の技術の活用により、目視では発見できなかった劣化・損傷を発見できるようになるなど点検精度が向上</li> <li>▶ 足場の設営が不要になるなど点検作業の効率化も実現</li> <li>▶ 撮影した画像からオルソ画像を作成して維持管理にも活用可能なほか、オルソ画像を活用した点検マップの作成により従来の目視点検の時間削減にも寄与</li> </ul>

※ 豊中市では、市内の水管橋（78か所）のうち、破損により多大な影響が生じるおそれのある基幹管路等（28か所）について、ドローンや特殊カメラを活用した方法により点検を実施し、その他の水管橋については従来と同様の方法により点検を実施。

水道法施行規則（改正当時：厚生労働省）

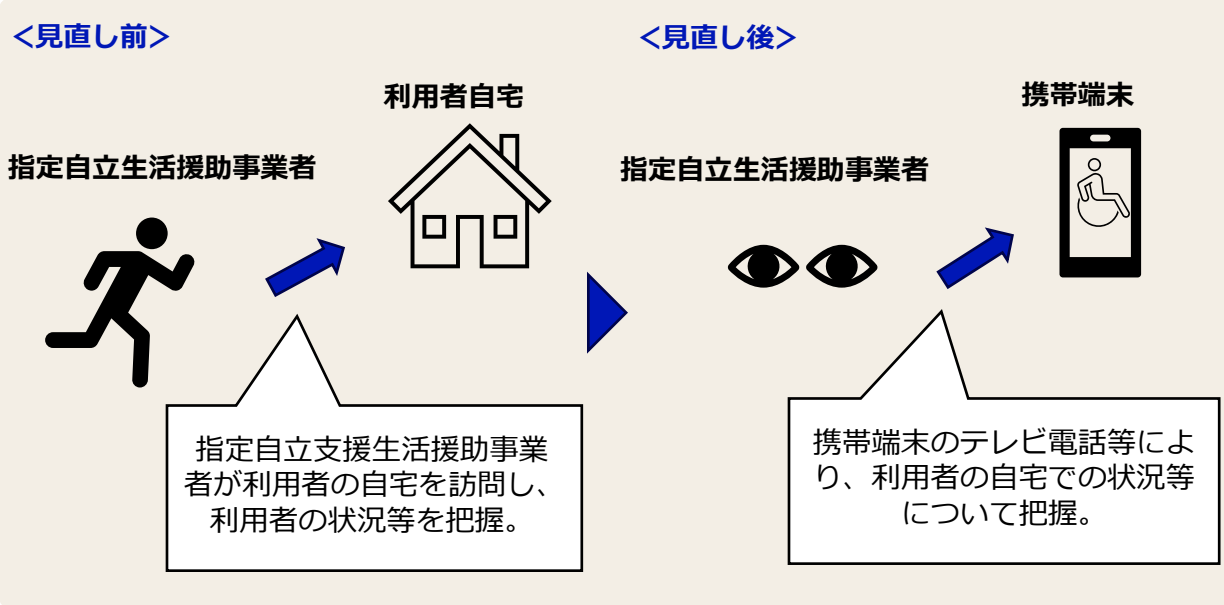
改正後	改正前
（水道施設の維持及び修繕） 第17条の2 法第二十二條の二第一項の厚生労働省で定める基準は、次のとおりとする。 一 （略） 二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視又はこれと同等以上の方法その他適切な方法により点検を行うこと。 （以下略）	（水道施設の維持及び修繕） 第17条の2 法第二十二條の二第一項の厚生労働省で定める基準は、次のとおりとする。 一 （略） 二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。 （以下略）

水道法施行規則の一部改正について（水道施設の維持及び修繕関係）（令和5年3月22日付け厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）

第2 改正の内容  
 1 新たな技術を活用して、水道施設の確認に係る水道事業者の負担を軽減する観点から、目視による点検だけでなく、目視と同等以上の方法による点検が可能であることを明確化する。（第17条の2第1項第2号の改正）

水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン（令和5年3月22日付け厚生労働省医薬・生活衛生局水道課）

第3章 「点検を含む維持・修繕」の実施方法  
 3.1 法令の規定内容  
 3.1.1 点検を含む維持・修繕  
 <推奨事項>  
 (1) 新技術の活用  
 点検（調査・診断）を含む維持・修繕の実施に際しては、効率性や客観性を重視し、新技術の活用を積極的に検討することが望ましい。特に、無人航空機（ドローン）や遠隔操作型無人潜水機（ROV）の映像など、目視点検の代替となり得る測量調査技術が目覚ましい発展を見せており、積極的に活用することが望まれる。具体的な新技術の活用事例として、水道技術研究センターにおいて「水道における新技術事例集」がとりまとめられている。



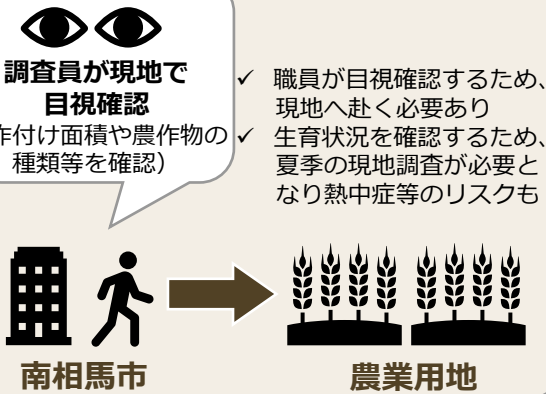
郡山市の見直し内容（郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例）

改正後	改正前
<p>（定期的な訪問等による支援）</p> <p>第194条の18 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、<b>又はテレビ電話装置等を活用して</b>、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>（定期的な訪問等による支援）</p> <p>第194条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。</p>

※国においても、令和6年4月1日施行の厚生労働省令改正（内閣府・厚生労働省令第3号）で同様の改正がなされており、令和6年3月29日に厚生労働省より「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」において地方公共団体へ通知された。

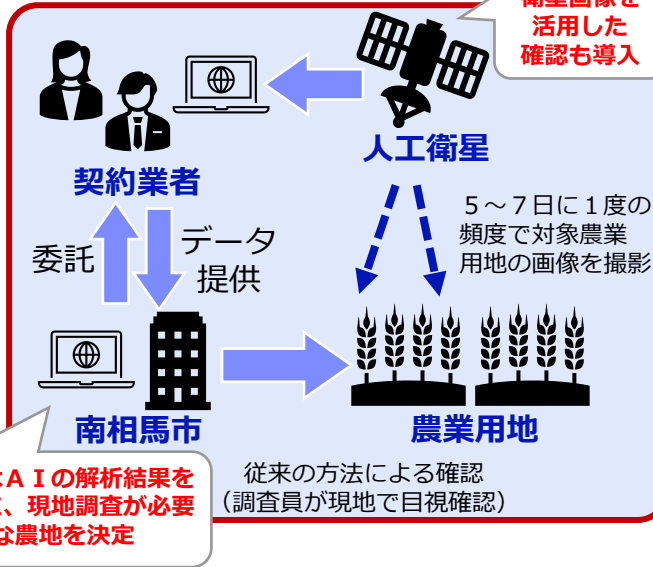
業務内容	指定自立生活援助事業者による、利用者の心身の状況や置かれている環境等の把握。
見直し内容	<p>左記のとおり<b>条文の改正を行い</b>、当該業務について<b>デジタル技術を活用可能とした</b>。</p> <p>【見直し前】<b>利用者の居宅に訪問し</b>、利用者の状況把握を実施。</p> <p>【見直し後】事業所、利用者の携帯端末による<b>テレビ電話等を活用し</b>、利用者の状況把握を実施。</p>
活用技術	携帯端末によるテレビ電話
効果	<p>&lt;定量的な効果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>状況把握に係る<b>移動時間が削減</b>されることにより、他業務の合間に当該業務に対応する等、効率的に業務を遂行可能。</li> </ul> <p>&lt;定性的な効果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>体調が安定しない方、対人関係で恐怖心のある方等へのサービス導入時、<b>少しずつ介入していくことについて効果的</b>と想定される。</li> </ul>
その他参考情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信料やアクセス性を考慮し、法人契約の携帯端末の整備も検討中。</li> </ul>

<見直し前>



- ✓ 職員が目視確認するため、現地へ赴く必要あり
- ✓ 生育状況を確認するため、夏季の現地調査が必要となり熱中症等のリスクも

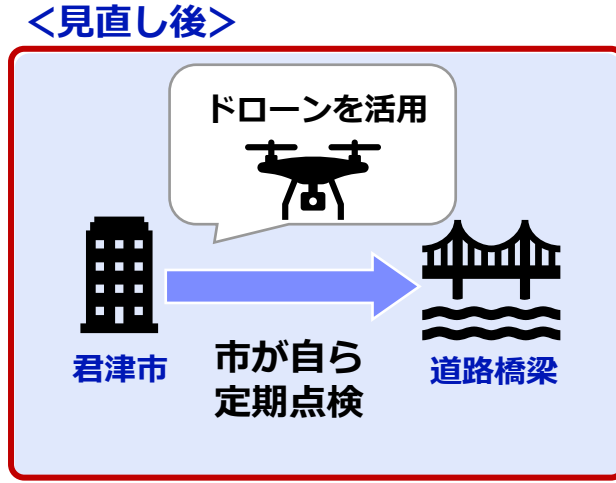
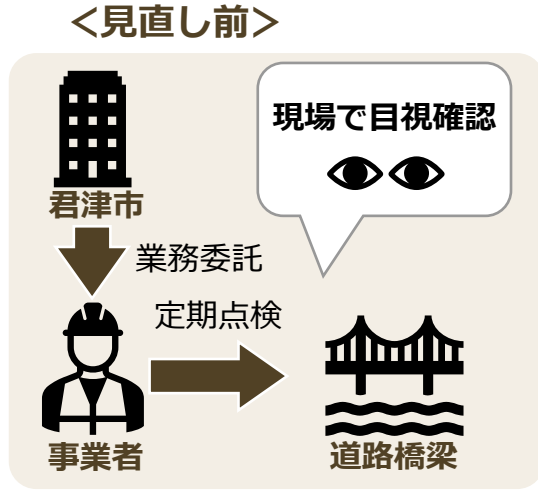
<見直し後>



業務内容	農地の作付確認 ※ここでは、米から麦・大豆など他の農作物への転作状況（作付け面積や転作後の作物の種類等）の確認のこと
見直し方法	運用の見直し ※「経営所得安定対策等推進事業実施要綱」（農水省事務次官依命通知）の一部改正により、衛星画像やドローン等が活用可能であることが明確化されたことを受け、衛星データを活用した作付確認へと運用を見直し（市の条例等例規やマニュアル等の改正は行ってない）
見直し内容	【見直し前】調査員が現地へ赴き、農作物が計画書どおり生育されていることを目視で確認（※1） 【見直し後】衛星画像（※2）を活用することで、調査員は職場での確認が可能に ※1 農水省の通知上、確認時期の指定はないものの、転作作物の生育状況を確認する必要もあることから、例年夏季（7～8月）に実施 ※2 人工衛星による画像取得とその解析を契約業者に委託
活用技術	人工衛星（衛星画像）
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地確認の回数・対象面積が減少し、<b>調査員の負担軽減・業務効率化に寄与</b></li> <li>衛星データの活用により、農作物の生育状況に応じた適切な時期における確認が可能となり、<b>確認精度が向上</b></li> </ul> <p>【参考】見直しによる業務効率化等の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象農地約2,000㍍のうち、令和6年度は約600㍍について衛星画像を活用した作付確認を実施。従来、現地確認には約300人・日を要していたが、見直し後は約100人・日に縮減（現地確認作業の60%以上を削減）。</li> <li>令和7年度は、取組面積を約1,200㍍までに拡大予定。</li> <li>年間約500万円の業務のコスト削減が実現。</li> </ul>

経営所得安定対策等推進事業実施要綱（農林水産省）

改正後	改正前
<p>第3 事業の内容</p> <p>経営所得安定対策等推進事業（以下「推進事業」といいます。）の対象となる取組は、次に掲げる取組です。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域段階における推進活動（コメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地形成促進事業に係るものを除く。）</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等）</p> <p>(2) 需要に応じた作物の生産方針等の策定</p> <p>(3) 申請書類等の印刷、配布、回収、整理取りまとめ、受付</p> <p>(4) 対象作物（産地交付金の助成作物を含みます。）の作付面積・生産数量等の確認事務（衛星画像、ドローン等を利用した確認を含む現地確認等）</p> <p>(5)～(10) (略)</p>	<p>第3 事業の内容</p> <p>経営所得安定対策等推進事業（以下「推進事業」といいます。）の対象となる取組は、次に掲げる取組です。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域段階における推進活動（コメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地形成促進事業に係るものを除く。）</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等）</p> <p>(2) 需要に応じた作物の生産方針等の策定</p> <p>(3) 申請書類等の印刷、配布、回収、整理取りまとめ、受付</p> <p>(4) 対象作物（産地交付金の助成作物を含みます。）の作付面積・生産数量等の確認事務</p> <p>(5)～(10) (略)</p>

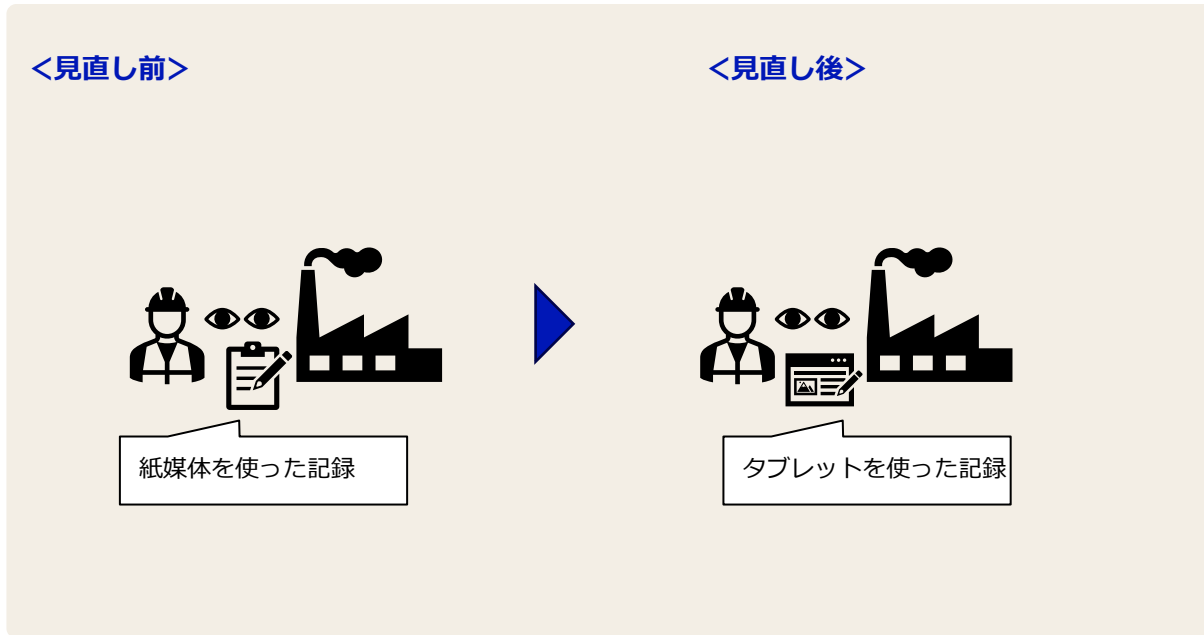


業務内容	道路橋梁の定期点検
見直し方法	運用の見直し ※「道路橋定期点検要領」（国土交通省道路局）の改訂により、従来の“近接目視”に加え、“近接目視による場合と同等の評価が行える他の方法”による定期点検も可能となったことを受け、ドローンも活用した定期点検に運用を見直し（市の条例等例規やマニュアル等の改正は行っていない）
見直し内容	【見直し前】近接目視のみで点検を実施 【見直し後】ドローンを活用した点検も可能
活用技術	ドローン（ドローンに搭載したカメラで撮影した高精細映像を市職員が確認）
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドローン技術の活用により、点検に係る事業者への委託費の削減や点検時間の短縮が実現</li> <li>これまで点検の際に行っていた交通規制が不要となり、住民の利便性が向上</li> <li>損傷部以外の記録映像も取得することで、損傷の見落としや次回点検時の進行状況の確認が可能</li> </ul>

※ 君津市では、市内228橋梁のうち124橋梁についてドローンを活用した方法により点検を実施し、その他の橋梁については従来と同様の方法により点検を実施。  
 ※ ドローンは君津市において市販品を購入し、市職員が操縦。

道路橋定期点検要領（国土交通省）

改正後	改正前
<p>(1. ～3. 略)</p> <p>4. 状態の把握</p> <p>健全性の診断の根拠となる状態の把握は、近接目視により行うことを基本とする。</p> <p>【法令運用上の留意事項】 定期点検を行う者は、健全性の診断の根拠となる道路橋の現在の状態を、近接目視により把握するか、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により把握しなければならない。</p> <p>道路橋の健全性の診断を適切に行うためには、法令では、定期点検を行う者が、道路橋の外観性状を十分に把握できる距離まで近接し、目視することが基本とされている。これに限らず、道路橋の健全性の診断を適切に行うために、または、定期点検の目的に照らして必要があれば、打音や触診等の手段を併用することが求められる。</p> <p>一方で、健全性の診断のために必要とされる近接の程度や打音や触診などのその他の方法を併用する必要性については、構造物の特性、周辺部材の状態、想定される変状の要因や現象、環境条件、周辺条件などによっても異なる。したがって、一概にこれを定めることはできず、定期点検を行う者が橋毎に判断することとなる。</p>	<p>(1. ～2. 略)</p> <p>3. 定期点検の方法</p> <p>定期点検は、近接目視により行うことを基本とする。また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。</p> <p>【補足】 定期点検では、基本として全ての部材に近接して部材の状態を評価する。 近接目視とは、肉眼により部材の変状等の状態を把握し評価が行える距離まで接近して目視を行うことを想定している。 近接目視による変状の把握には限界がある場合もあるため、必要に応じて触診や打音検査を含む非破壊検査技術などを適用することを検討しなければならない。なお、土中部等の部材については、周辺の状態などを確認し、変状が疑われる場合には、必要に応じて試掘や非破壊検査を行わなければならない。 また、近接目視が物理的に困難な場合は、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法によらなければならない。</p>



デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について  
（令和6年6月28日 産業保安グループ 高圧ガス保安室）

（一部抜粋）

一括見直しプランでは、令和4年7月から令和6年6月までの2年間を集中改革期間と位置づけ  
ており、工程表中の各条項においても、当該2年間の取組を前提とした類型化された工程表が示  
されており、必要な見直しを進めていくこととされているところです。

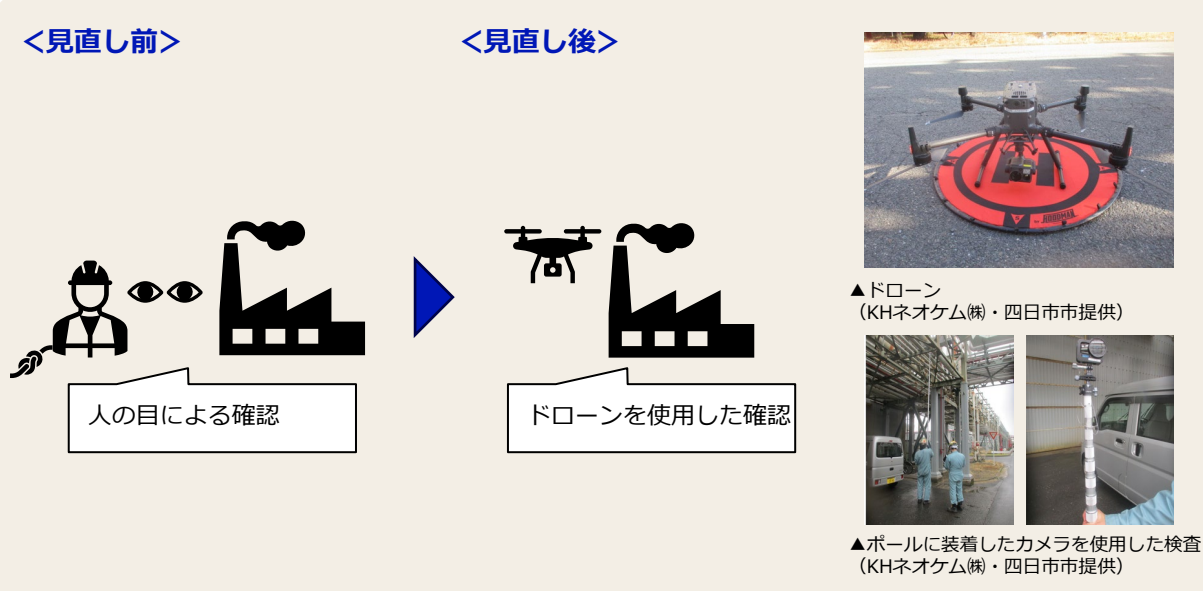
これを受けて、高圧ガス保安法令等について、下記のとおり整理しました。

（略）

（2）「定期検査」について

別表2に掲げる法令等における定期検査について、ドローンによる遠隔監視技術の活用や AI による  
診断など、デジタル技術の活用を妨げるものではなく、点検の頻度、目的等に応じて活用を推  
奨する。その上で、デジタル技術の活用が困難な分野についても、定期的検査等の撤廃要件である  
「人の介在が不要となる忠実なアルゴリズム等の技術の進歩」に応じたデジタル技術の活用を  
推奨する。

業 務 内 容	高圧ガス関連施設の定点肉厚測定
見直し内容	【見直し前】紙媒体に検査結果を手書きで記録 【見直し後】タブレットを使って検査結果を記録 ※四日市コンビナートの事業者による自主的なデジタル技術の導入
活 用 技 術	タブレット
期待される効果	<p>&lt;定量的な効果&gt; 検査前準備から検査後のデータ入力に至るまで従来92.5時間かかっていたところ、デジタル化により57.5時間（約7日）の縮減が見込まれる。特に、検査後のデータ入力については、従来72時間必要だったものが30時間に縮減される。</p> <p>&lt;定性的な効果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録データの分析、管理の高度化</li> <li>検査記録の紛失防止によるトレーサビリティの確保</li> <li>記録用紙への転記作業に伴う記載ミスの防止</li> <li>データ共有の効率化による関係部門間の連携強化</li> </ul>
そ の 他 参 考 情 報	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度以降、順次左記通知に基づく定期点検等に活用予定</li> <li>今後の課題として、従来の紙媒体による管理から脱却し、過去データのデータベース化による一元管理の推進が挙げられる</li> </ul>



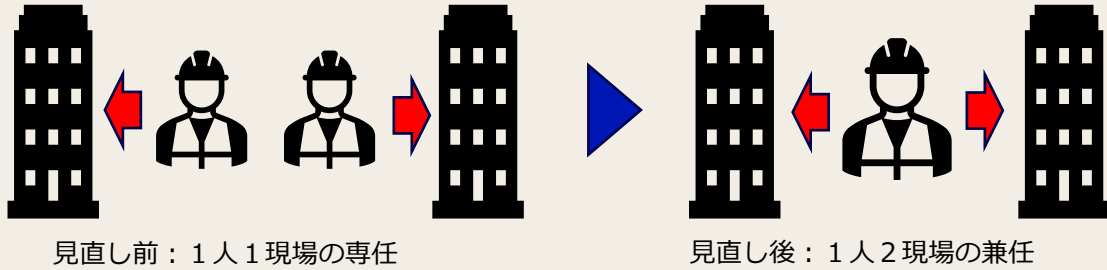
デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について  
 (令和6年6月28日 産業保安グループ 高圧ガス保安室)

(一部抜粋)  
 一括見直しプランでは、令和4年7月から令和6年6月までの2年間を集中改革期間と位置づけ  
 ており、工程表中の各条項においても、当該2年間の取組を前提とした類型化された工程表が示  
 されており、必要な見直しを進めていくこととされているところです。  
 これを受けて、高圧ガス保安法令等について、下記のとおり整理しました。  
 (略)

(2) 「定期検査」について  
 別表2に掲げる法令等における定期検査について、ドローンによる遠隔監視技術の活用や AI によ  
 る診断など、デジタル技術の活用を妨げるものではなく、点検の頻度、目的等に応じて活用を推  
 奨する。その上で、デジタル技術の活用が困難な分野についても、定期的検査等の撤廃要件であ  
 る「人の介在が不要となる忠実なアルゴリズム等の技術の進歩」に応じたデジタル技術の活用を  
 推奨する。

業務内容	コンビナート等保安規則第5条第2項第5号に基づく製造設備の定期点検における高圧ガス配管の外観目視検査
見直し内容	【見直し前】人がラックに上がり直接目視によって検査 【見直し後】ドローンとウェアラブルカメラを使用した検査 ※四日市コンビナートの事業者による自主的なデジタル技術の導入
活用技術	ドローン A社： 重量 約7kg(カメラ+バッテリー) 飛行条件 風速10m以下 飛行時間 20~30min./回 B社： 重量 約2kg(カメラ+バッテリー) 飛行条件 風速10m以下 飛行時間 40min./回  ウェアラブルカメラ（ポールにカメラを装着して使用）
効果	<定量的な効果> 安全対策に係るコスト（6,500万円）を <b>5,870万円削減</b> <定性的な効果> 墜落災害のリスクが排除
その他参考情報	・死角となる配管の検査にポールカメラを使用 ・ドローンによる撮影を2日間、映像による目視検査を3日間かけて実施

(厚木市で適用実績がある専任特例1号による緩和措置の場合)



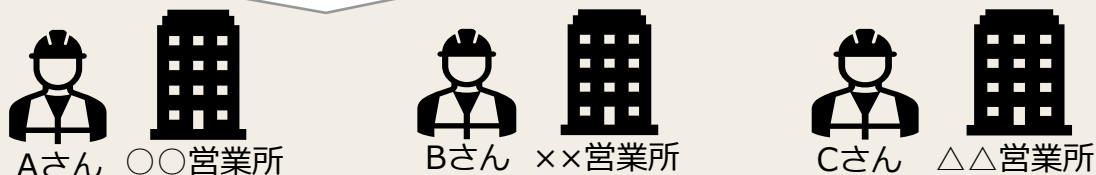
国（国土交通省）における見直し内容（建設業法）

改正後	改正前
<p>(主任技術者及び監理技術者の設置等) 第二十六条 3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。</p> <p>一 当該建設工事が次のイから八までに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者</p> <p>イ 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。</p> <p>ロ 当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。</p> <p>ハ 主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。</p> <p>ニ 当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者</p>	<p>(主任技術者及び監理技術者の設置等) 第二十六条 3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。</p>

業務内容	主任技術者又は監理技術者の各工事現場への配置
見直し内容	<p>【見直し前】 工事現場ごとに、主任技術者又は監理技術者の専任配置が必要</p> <p>【見直し後】 一定の要件を満たす工事については、主任技術者又は監理技術者の兼任配置が可能</p>
活用技術	○事業者において、工事現場の施工体制の確認措置を講じるための通信技術として、スマートフォンの出退勤アプリを活用
期待される効果	<p>○1名で2件の工事現場を兼任することが可能となり、事業者の人手不足の解消に寄与</p> <p>○技術者の専任要件の緩和により、事業者の入札参加意欲を促進し、工事の不調件数の減少に寄与</p> <p>※本専任規制緩和措置は令和7年4月1日より施行された。</p>
その他情報	○国の見直しを踏まえ、市においても、「厚木市建設工事における技術者及び現場代理人の適正配置確認要綱」について、専任規制緩和に関連する条項(同改正前要綱第3条1号乃至3号)を削除し、専任規制が緩和できる項目ごとに、別途要綱を整備した。

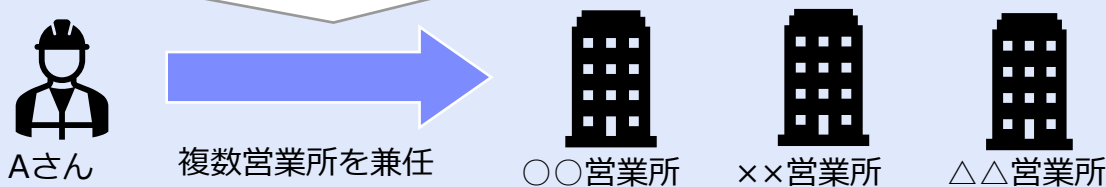
<見直し前>

営業所ごとに、排水設備工事責任技術者を専属させなければならない



<見直し後>

同一都道府県の区域内における営業所については、兼任が可能に




焼津市下水道条例

改正後	改正前
<p>(指定の基準等) 第7条の2 市長は、指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定を行う。 (1) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者を1名以上選任していること。 (2)～(4) (略) 2 ～ 3 (略) (排水設備工事責任技術者) 第7条の3 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、規則で定める資格を有する者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。</p>	<p>(指定の基準等) 第7条の2 市長は、指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定を行う。 (1) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属している者であること。 (2)～(4) (略) 2 ～ 3 (略) (排水設備工事責任技術者) 第7条の3 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、規則で定める資格を有する者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。</p>

業務内容	排水設備工事責任技術者の営業所ごとの配置
見直し方法	<p>条例の改正</p> <p>※ 国（国土交通省）において、下水道法第25条に基づき下水道管理者（地方公共団体）において制定する条例に係る技術的助言である「標準下水道条例」が見直されたことを受け、市としても条例を改正し、専任規制を緩和したもの。</p>
見直し内容	<p>【見直し前】 営業所ごとに技術者の専任配置が必要</p> <p>【見直し後】 同一の都道府県の区域内における営業所については、技術者の兼任配置が可能に</p>
活用技術	なし
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1人で複数の営業所を担当することが可能となり、<b>事業者の人手不足の解消に寄与</b>。</li> <li>● 複数営業所への兼任配置が認められたことにより、<b>人員配置の最適化が可能となり、事業者の生産性が向上</b>。</li> <li>● 専任規制の緩和により、市に登録される指定工事店数や責任技術者の維持・確保が可能となり、<b>行政サービスの維持に寄与</b>。</li> <li>● これに伴い、工事依頼が可能な選択肢（工事店数）の維持、緊急時の即応性向上、技術者不足による工事の遅延防止など、<b>市民の利便性も向上</b>。</li> </ul>

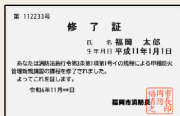
**<見直し前>**

- 決められた場所で対面開催される研修に参加



対面受講


- 修了証はカードで交付



修了証カード


**<見直し後>**

- どこでも研修参加が可能



オンライン受講追加

- 修了証は電子申請システムからダウンロード
- オンライン申込み
- 手数料のキャッシュレス決済



⇒ 講習のデジタル完結を実現

国（総務省消防庁）における見直し内容（防火・防災管理に関する講習のガイドライン）

改正後	改正前
<p><b>3 修了証の発行・交付方法について</b></p> <p>(2) 電子発行 ア 修了証を電子発行する場合の交付方法は、電子交付とする。なお、Eメール等の情報通信の技術を利用して電子交付する場合は、（中略）電子署名を付与し交付すること。 イ 講習別に規定する修了証の様式中の市町村消防長等の印は、電子署名に代えることができるため、様式中の市町村消防長等の印を削除して差し支えないものとする。なお、この場合において、電子印は不要となる。 ウ（省略）</p>	<p><b>3 電子発行について</b> 修了証を電子発行する場合は、規則第2条の3第5項に規定する別記様式第1号、規則第4条の2の14第4項に規定する別記様式第1号の2の2の3の2及び規則第51条の7第6項に規定する別記様式第13号中の市町村消防長等の印の電子印の取扱いに関する内部規程等を整備し、適正に修了証を電子発行すること。</p> <p><b>4 修了証の交付について</b></p> <p>(1)（省略） (2)修了証を情報通信の技術を利用して電子交付する場合は、（中略）電子署名を付与すること。</p>

防火・防災管理に関する講習のガイドラインの改正について（通知）

<p>3 講習のオンライン化に関する主な改正概要 ※令和5年1月20日付 消防庁予防課長通知より抜粋 別添2「防火・防災管理に関する講習のガイドライン」の「第2章 実施に係る基本事項」の「第6節 修了証」の「3 修了証の発行・交付方法について」の項目に、次の内容を追加したこと。 (1)修了証を紙発行する場合の発行方法及び交付方法に関すること。 (2)修了証を電子発行する場合の発行方法及び交付方法に関すること。</p>
--

業務内容	消防法施行令に定められる資格要件として受講が求められる講習
見直し内容	【見直し前】 集合型対面方式講習 【見直し後】 オンライン型オンデマンド方式の講習環境を導入し、対面と併せてニーズに応じた受講スタイルを提供
活用技術	インターネット、eラーニングシステム、電子署名を付与した電子修了証、キャッシュレス決済端末
効果	<p><b>【定量的効果】</b> ※オンライン講習開始：令和6年11月～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受講者総数（オンライン、対面合計受講者数）</li> <li>5,905人（R5.11月～R6.10月）</li> <li>6,630人（R6.11月～R7.10月）</li> </ul> <p>※オンライン：2,286人 対面：4,344人</p> <p>※仕事や体調不良等による当日の欠席者が減った</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>講習会場の確保等の事務作業の効率化、省力化に寄与</li> <li>電子修了証による郵送費削減（▲約100万円）</li> </ul> <p><b>【定性的効果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ライフスタイル等に併せた受講者の選択肢が増加</li> <li>感染症流行時において、安定的な講習実施が可能</li> <li>受講者数の変動に応じて、講習回数や定員を柔軟に調整可能（対面とオンラインの比率割合等）</li> </ul>
その他情報	<p><b>【導入予算】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン講習システムサービス委託料等：約400万</li> <li>※電子署名に係る経費は推進部門予算で支出</li> </ul>

※国においては消防法施行令の対面講習規制について、上記ガイドラインを改正し、オンライン型はオンラインによる「申請～受講～修了証交付」を行うデジタル完結を基本とする実施方法とすることをもって見直し完了としている。



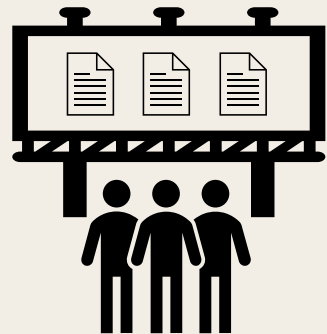
自治体における見直し内容例（公告式条例（下記は愛媛県宇和島市の事例））

改正後	改正前
<p>(公布の方法) 第2条 2 条例の公布は、<b>原則として、市公式ホームページに掲載</b>することにより行うものとする。</p>	<p>(公布の方法) 第2条 2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示することにより行うものとする。</p>
<p>見直しの方法として、このほか、以下のような事例が見られる</p> <p><b>(1)デジタル公布のみを規定</b> 「条例の公布は、●●市ホームページに掲載してこれを行う。」</p> <p><b>(2)デジタル/アナログ公布の双方を規定</b> 「条例の公布は、次に掲げる方法により、これを行う。 (1) ●●市ホームページに掲載する方法 (2) ●●市役所前掲示場に掲示する方法」</p>	

(参考) 国（総務省）における条例公布時の首長署名に係る見直し内容（地方自治法）

改正後	改正前
<p>第16条 4 当該普通地方公共団体の長の署名（<b>総務省令で定める署名に代わる措置を含む。</b>）、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。</p>	<p>第16条 4 当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。</p>

業務内容	地方自治法第16条第4項に基づき各自治体が制定する公告式条例に従い、新たに制定・改正された条例を公布する業務
見直し内容	<p>【見直し前】首長が署名した例規を役所前掲示場等に掲示する方法で、条例の公布を実施</p> <p>【見直し後】首長が署名した例規を自治体ホームページに掲載する方法で、条例の公布を実施</p>
活用技術	インターネット ※後述する首長署名の電子化についてはデジタル署名技術を活用
効果	<p>○自治体担当者の書面掲示に係る業務の削減 見直し前は、天候に関わらず屋外の掲示場（支所等を含む）への掲示が必要。</p> <p>○書面掲示用の例規の印刷枚数の削減</p>
その他情報	○地方自治法上、条例公布時の首長の「署名」は、自著と解されるが、令和7年5月16日公布・施行の第15次一括法(左記参考参照)で、自署に加えて電子署名が認められた。これにより、条例公布事務をデジタルで完結することが可能となった。



見直し前：掲示板への書面掲示



見直し後：市役所HPへの掲載

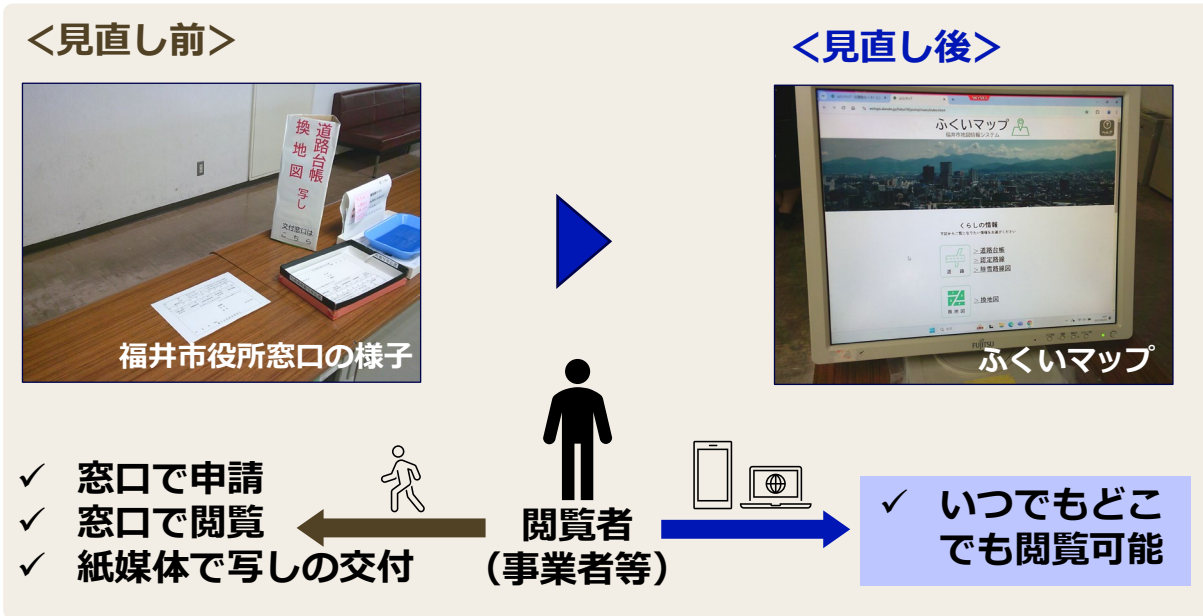
自治体における見直し内容（川崎市屋外広告物条例）

改正後	改正前
<p>（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法）</p> <p>第15条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間）、インターネットの利用その他適切な方法により公表すること。</p> <p>(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を川崎市公報に掲載すること。</p> <p>2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。</p>	<p>（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法）</p> <p>第15条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間）、規則で定める事務所に掲示すること。</p> <p>(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市公報又は新聞紙に掲載すること。</p> <p>2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿を規則で定める事務所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させるものとする。</p>

（参考）令和6年1月12日付国交省発出の事務連絡の内容（抜粋）

（前略） 保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならないとされており（中略） 当該縦覧等についてはインターネットを利用して表示する方法により行うことも可能(中略)インターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本としていただくようお願いします（後略）

業務内容	屋外広告物条例に違反する広告物又は掲出物件を保管したときに、条例で定める事項を公示すること
見直し内容	<p>【見直し前】 条例で定める事項を記載した文書を、各区役所道路公園センター掲示板へ掲示</p> <p>【見直し後】 条例で定める事項を記載した文書を、市役所HP上に掲載</p>
活用技術	<p>○インターネット</p> <p>コンテンツ・マネジメント・システムを用いて掲載ページを作成</p>
効果	<p>○書面掲示業務の削減</p> <p>R6/10/29~R7/03/31：36回</p> <p>R7/04/01~R7/07/31：35回</p>
その他参考情報	<p>○本公示はインターネットを利用して表示する方法により行うことも法律上可能とされていたところ(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第8条第1項、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第11条)、令和6年1月12日付で国土交通省よりインターネット等の電磁的方法による手段を基本とすることを願う旨の事務連絡が発出されている</p>



道路法第28条第3項（国土交通省所管）における見直し内容  
 →法律改正によらず、通知の発出による解釈の明確化

- 道路法（改正なし）  
 （道路台帳）  
 第28条 道路管理者は、その管理する道路の台帳（以下本条において「道路台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。
- 2 道路台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
- 3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

目視、定期検査・点検、書面掲示及び往訪閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）

- 4 往訪閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について  
 以下の規定に基づき実施される往訪閲覧・縦覧については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する。
- （1）道路法第18条第1項、第2項
- （2）道路法第28条第3項  
 （以下省略）

※令和5年9月29日付 国土交通省道路局通知より抜粋

業 務 内 容	道路法に定めがある「道路台帳」について、市民や事業者等に求められた際の閲覧対応業務をインターネットを活用することでデジタル化
見 直 し 内 容	<p>【見直し前】 窓口における道路台帳図面の閲覧および写しの交付 ※印刷の実費負担あり</p> <p>【見直し後】 公開型地理情報システム（ふくいマップ）に道路台帳を追加し、インターネット環境があればいつでも閲覧可能                  ※運用の見直し</p>
活 用 技 術	インターネットクラウド ※PCの他、スマートフォンやタブレットからも閲覧可能
効 果	<p>【定量的効果】 ※公開開始：令和7年1月～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス数：4,296回（R7.1月～3月）</li> <li>・窓口での交付件数：                          815件(R6.1月～3月)⇒279件(R7.1月～3月)                          ▲536件（前年度比▲65%）</li> <li>・事業者の来庁負担の軽減に寄与</li> </ul> <p>【定性的効果】 ※令和6年度末時点平均</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者アンケートによる満足度：4.5（5段階評価）</li> </ul>
そ の 他 参 考 情 報	<p>【令和6年度決算額】                  3,016千円（システム構築及び運用費3か月分）                  ※内、デジタル田園都市国家構想交付金：1,508千円</p>



前：各機関での往訪閲覧のみ

後：往訪閲覧またはインターネット閲覧

神奈川県における見直し内容（建築士法施行細則）

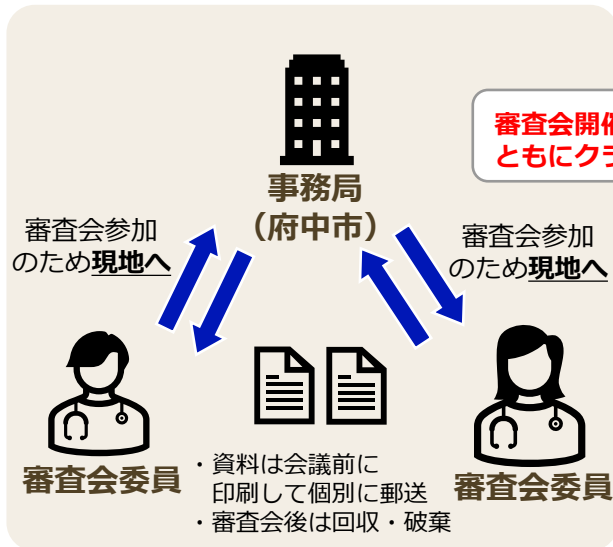
改正後	改正前
<p>(登録事項)</p> <p>第3条 名簿には、次の事項を登録する。</p> <p>(1) 登録番号及び登録年月日</p> <p>(2) 氏名</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>(登録事項)</p> <p>第3条 名簿には、次の事項を登録する。</p> <p>(1) 登録番号及び登録年月日</p> <p>(2) 氏名及び生年月日</p> <p style="text-align: center;">略</p>

(参考) 建築士法

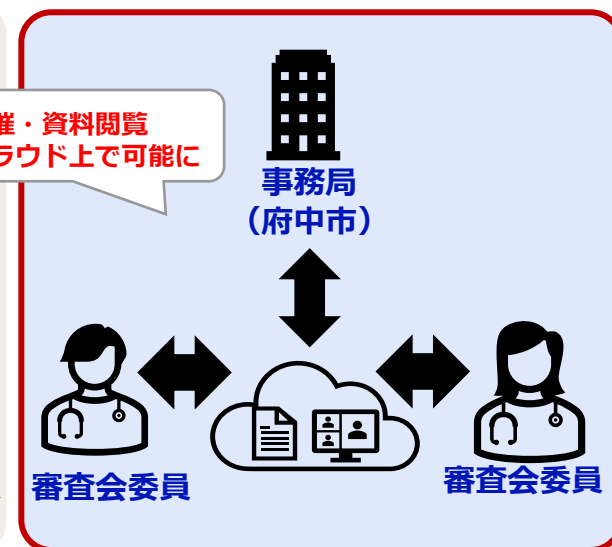
<p>(名簿)</p> <p>第六条 2 国土交通大臣は一級建築士名簿を、都道府県知事は二級建築士名簿及び木造建築士名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>中略</p> <p>(登録簿等の閲覧)</p> <p>第二十三条の九 都道府県知事は、次に掲げる書類を一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>一 登録簿</p> <p>略</p>
---

業務内容	都道府県知事が、建築士法第6条第2項に基づき二級建築士名簿及び木造建築士名簿を、同法第23条の9に基づき建築士事務所登録簿を、一般の閲覧に供すること。
見直し内容	<p>【見直し前】二級建築士名簿及び木造建築士名簿は県指定登録機関における閲覧、建築士事務所登録簿は県指定事務所登録機関における閲覧に限られていた。</p> <p>【見直し後】各機関における閲覧に加えて、インターネット上の建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システムによる閲覧が可能となった。</p>
活用技術	インターネット
効果	<p>○県指定登録機関における<b>電話及び窓口対応件数の導入前後比約77%削減</b></p> <p>※神奈川県指定登録機関の、制度導入年及び制度導入前年の4月乃至7月の期間における、建築士名簿閲覧に関する電話及び窓口対応件数を基に算出</p> <p>○閲覧希望者は、建築士名簿等を、各機関へ往訪することなく、<b>随時閲覧可能</b></p> <p>※閲覧システムのメンテナンス時間は除く</p>
その他参考情報	<p>○インターネット閲覧制度の導入に当たり、<b>建築士のプライバシーへの配慮を図るため、登録事項から生年月日を削除する建築士法施行細則の改正を実施した。</b></p> <p>○本件は、国主導で構築した閲覧システムを基に全都道府県一律で見直されたものであり、本事例はその一例である。そのため、県における独自の予算編成はない。</p>

<見直し前>



<見直し後>



新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）（厚生労働省、抜粋）

Q2 介護認定審査会の委員から、医療機関や介護福祉施設に勤務する者が一同に集まることは避けるべきではないかと申出があったが、介護認定審査会の開催は必ず対面で行わないといけないのか。

A2 介護認定審査会の開催に当たっては、ICT等の活用により合議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の会場に集まって実施する必要はない。

また、これらの機器の整備等がない場合、例えば、あらかじめ書面で各委員から意見を取り寄せ、電話を介して合議を行い、判定を行うような取扱いとしても差し支えない。

ICT等を活用した介護認定審査会の開催について（厚生労働省、抜粋）

介護保険行政の円滑な運営につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）」（令和2年2月28日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、介護認定審査会の開催に当たっては、ICT等の活用により合議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の場所に集まって実施する必要はない旨をお示ししております。

本取扱いについては、介護認定審査会の業務効率化や日程調整等の事務負担軽減の観点から、今後、新型コロナウイルス感染症対策に限らず、実施できることとしますので、内容について御了知の上、管内市町村への周知をお願いいたします。

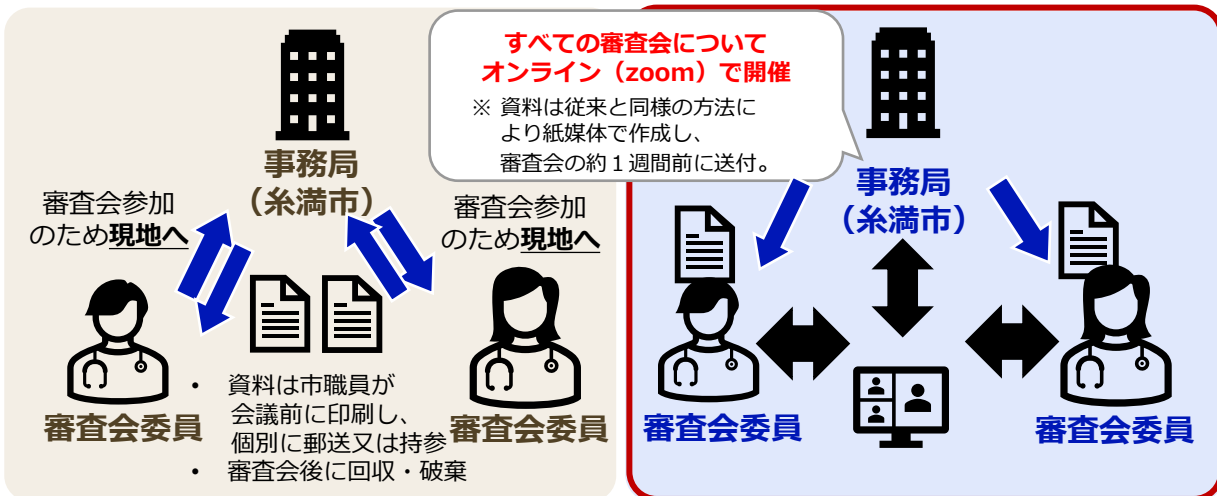
府中市介護認定審査会規則（改正なし）

（合議体の招集）  
第5条 合議体は、各合議体の長が招集する。

業務内容	要介護認定に係る審査会運営業務
見直し方法	運用の見直し ※ 厚生労働省からオンライン開催を可能とする旨の事務連絡が発出されたこと、市の条例等の規定は開催方法を限定するものではないと整理できたことにより、現行の規定のままオンライン化が可能と判断し、運用を見直したもの
見直し内容	【見直し前】 ・ 審査会は市役所等で対面開催 ・ 資料は紙で配布・閲覧 【見直し後】 ・ 審査会はオンライン開催とし、職場・自宅等から参加 ・ 資料はクラウド上にアップロードした電子データを閲覧
活用技術	クラウド型Web会議サービス
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査会を対面開催からオンライン開催へ変更したことで、会議参加のため現地へ赴く必要がなくなり、<b>委員の移動時間と拘束時間を縮減</b></li> <li>また、資料を紙から電子データへ変更したことで、膨大な資料の印刷、委員への郵送、回収、廃棄を行う必要がなくなり、<b>諸経費（資料の印刷費、用紙代、郵送費）の削減及び審査会運営に携わる職員の事務負担を大幅に軽減</b></li> </ul>

<見直し前>

<見直し後>



新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）（厚生労働省、抜粋）

Q2 介護認定審査会の委員から、医療機関や介護福祉施設に勤務する者が一同に集まることは避けるべきではないかと申出があったが、介護認定審査会の開催は必ず対面で行わないといけないのか。

A2 介護認定審査会の開催に当たっては、ICT等の活用により合議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の会場に集まって実施する必要はない。

また、これらの機器の整備等がない場合、例えば、あらかじめ書面で各委員から意見を取り寄せ、電話を介して合議を行い、判定を行うような取扱いとしても差し支えない。

ICT等を活用した介護認定審査会の開催について（厚生労働省、抜粋）

介護保険行政の円滑な運営につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。  
「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）」（令和2年2月28日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、介護認定審査会の開催に当たっては、ICT等の活用により合議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の場所に集まって実施する必要はない旨をお示しております。

本取扱いについては、介護認定審査会の業務効率化や日程調整等の事務負担軽減の観点から、今後、新型コロナウイルス感染症対策に限らず、実施できることとしますので、内容について御了知の上、管内市町村への周知をお願いいたします。

糸満市介護認定審査会の組織及び運営に関する要綱

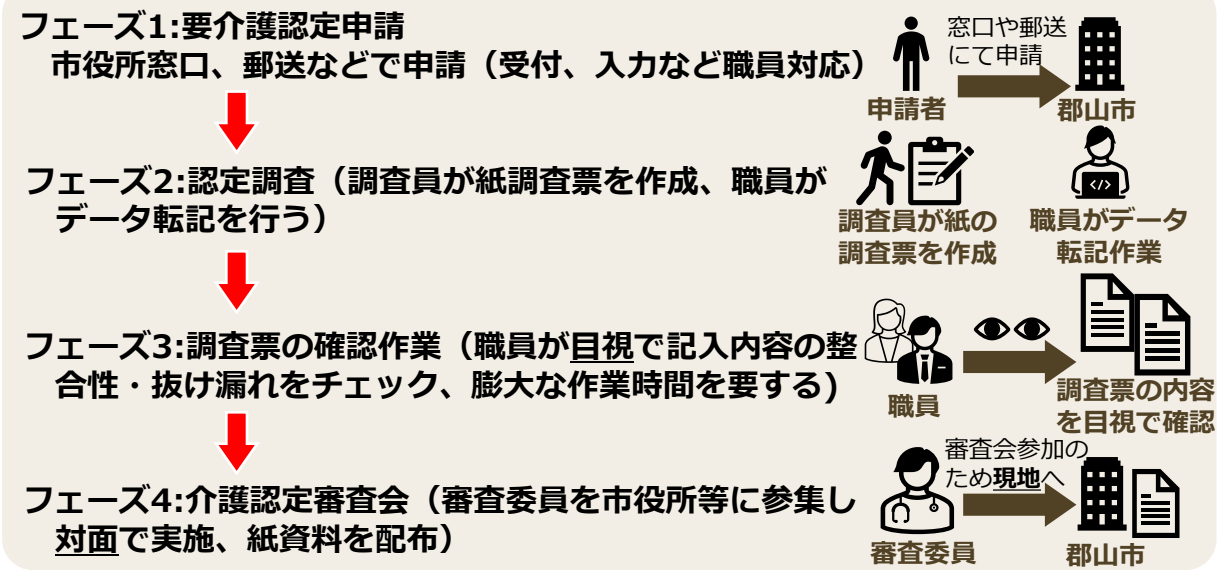
改正後	改正前
(認定審査会の議事録) 第4条(略) 2 議事録には会長のほか出席した委員のうちから選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。ただし、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話を行うことができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した認定審査会を開催した場合には、署名を省略することができる。	(認定審査会の議事録) 第4条(略) 2 議事録には会長のほか出席した委員のうちから選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

業務内容	要介護認定審査会
見直し方法	要綱の改正 ※ 厚生労働省からオンライン開催を可能とする旨の事務連絡が発出されたことも踏まえ、市の要綱を改正してオンライン開催も可能であることを明確化したもの
見直し内容	【見直し前】審査会委員は市役所に赴き対面で参加 【見直し後】審査会委員は自宅や職場等からオンラインで参加することも可能
活用技術	オンライン会議システム（zoom）
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての審査会をオンライン開催に変更したことで、現地へ赴く必要がなくなり、委員の移動時間（往復約50分/人）や交通費を削減</li> <li>また、天候不良時でも日程変更を避けられるなど、安定的な審査会の実施が可能に</li> </ul>

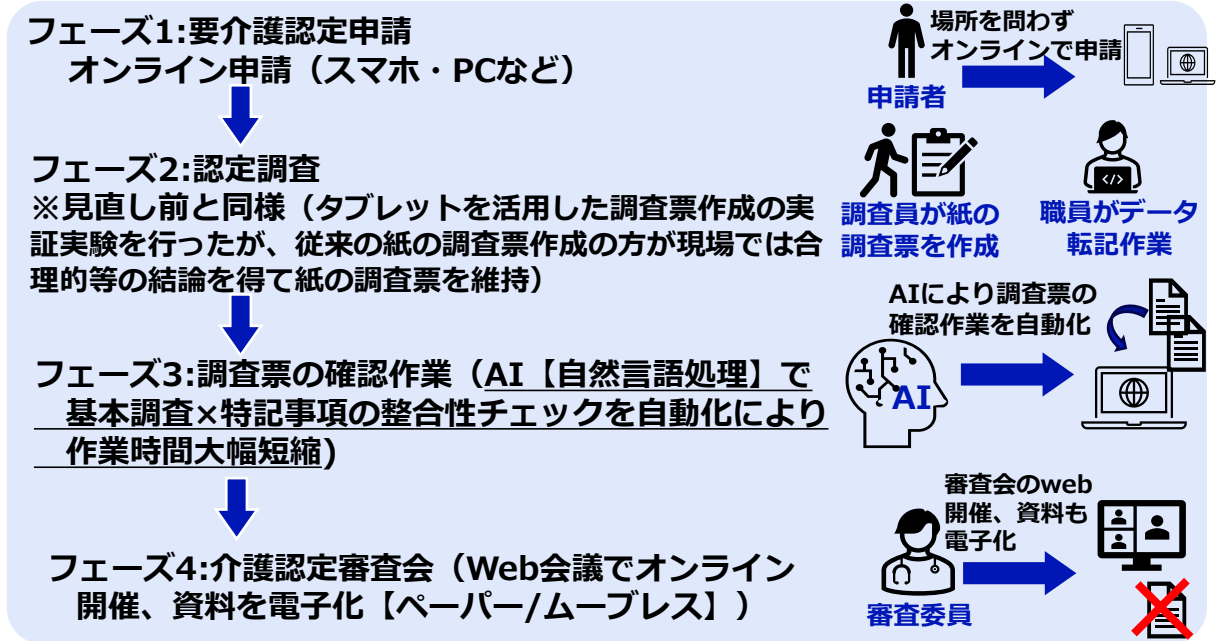
【参考】

- 糸満市では、月に6回程度の頻度で介護認定審査会を実施（夜間開催、所要1～2時間程度）
- 審査会では毎回約30名分（年間約1,900名分）の審査を実施

<見直し前>



<見直し後>



<b>対象業務</b>	要介護認定事務
<b>見直し方法</b>	運用の見直し ※ 厚生労働省からオンライン開催を可能とする旨の事務連絡が発出されたこと、市の条例等の規定も開催方法を限定していないことから、現行の規定のままオンライン化が可能と判断し、運用を見直したもの
<b>見直し内容</b>	【見直し前】 審査会委員は市役所に赴き対面で参加資料は紙で事前配布・閲覧 【見直し後】 審査会委員は自宅や職場等からオンラインで参加することも可能 資料はクラウド上にアップロードした電子データを閲覧 上記の見直しに加え、 <b>調査票の確認作業にAIを活用するなど、要介護認定事務の一連の過程にデジタル技術を導入</b>
<b>活用技術</b>	電子申請（マイナポータル）、オンライン会議システム、 <b>要介護認定支援AI</b> 、クラウドシステム
<b>効果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査票の確認作業は、これまで1件当たり30～40分程かかっていたが、AI導入後は5～6分と、<b>大幅に作業時間を短縮することができた。</b></li> <li>申請から認定までの平均処理日数を10日程度短縮（R2～4実績）</li> <li>審査会をオンライン開催に変更したことで、現地へ赴く必要がなくなり、<b>委員の移動時間（往復最大約2時間/人）や交通費、紙の印刷枚数（A3約30万枚/年）、郵便代等を大幅に削減</b></li> </ul>

【参考】

- 審査会では毎回約40件分×年380回（年間約15,000件）の審査を実施
- 要介護認定の進捗状況や、結果に関する問い合わせについて、オンラインで確認できる「要介護認定照会システム」についても導入予定

# 先行団体における見直し好事例

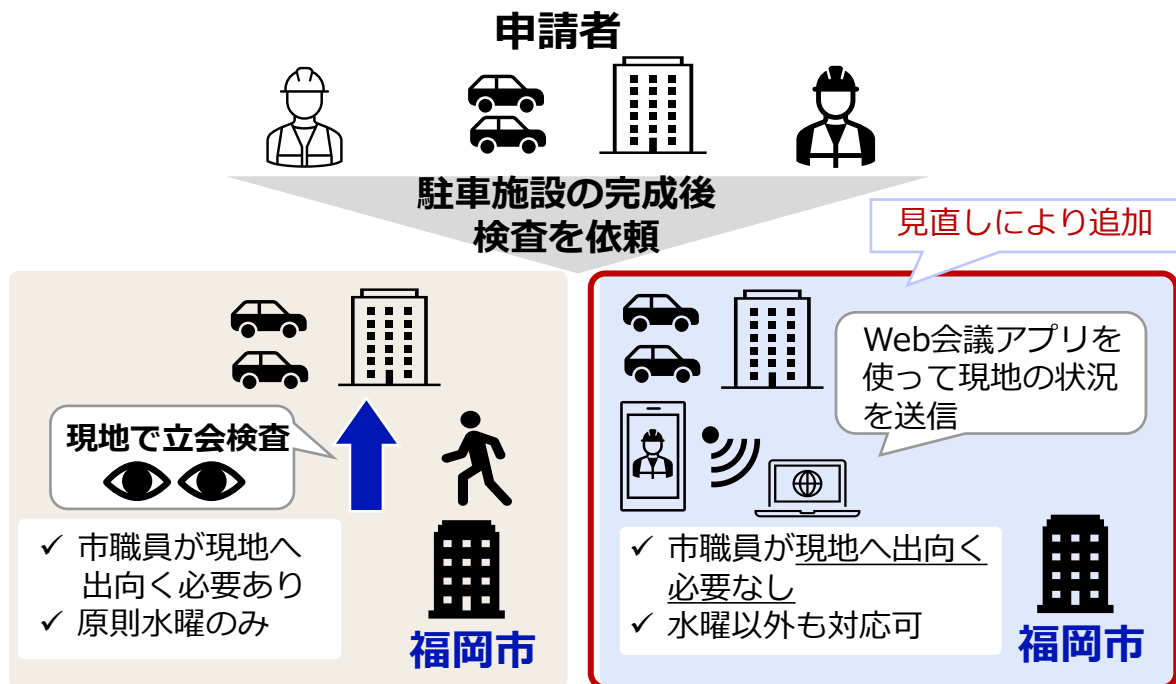
---

地方公共団体独自でアナログ規制を見直した事例

# 地方公共団体独自でアナログ規制を見直した事例

NO.	規制項目	事例内容	自治体名
1	目視	駐車施設の完成検査の遠隔化	福岡県福岡市
2	目視	工業用水使用量の検針におけるスマートメータの導入	埼玉県
3	目視	建設工事における遠隔臨場の活用	福島県郡山市
4	目視／定期検査・点検	水道使用量の検針業務の遠隔化	北海道中富良野町
5	目視／対面	商工会等向け補助金に係るヒアリング等業務のデジタル化	大分県
6	目視／対面／書面	職員のサービスの宣誓に関する対面要件・署名要件の見直し	福岡県福岡市
7	実地監査	オンライン会議システムを活用した包括外部監査	福島県
8	定期検査・点検	興行場の衛生措置基準の緩和	福岡県福岡市
9	常駐・専任	浄化槽管理士の営業所ごとの専任規制の緩和	神奈川県川崎市

NO.	規制項目	事例内容	自治体名
10	対面講習	ミルクボランティア研修のオンライン化	福岡県福岡市
11	対面講習	安全運転管理者講習のオンライン化	徳島県
12	書面掲示	庁舎駐輪場の臨時休場情報の掲示のデジタル化	福岡県福岡市
13	書面掲示	飼い主不明の抑留犬情報の公示のオンライン化	福岡県福岡市
14	書面掲示	職員採用試験合格者の受験番号発表のオンライン化	山形県
15	書面／対面	産後ケア利用申請のオンライン化	福岡県古賀市
16	書面	意思疎通支援事業の利用申請・報告のオンライン化	和歌山県和歌山市
17	書面	高校入試における出願から合否確認までの手続きオンライン完結化	岐阜県
18	対面	職員採用試験におけるオンライン会議システムの活用	福島県郡山市



- ✓ 市職員が現地へ出向く必要あり
- ✓ 原則水曜のみ

- ✓ 市職員が現地へ出向く必要なし
- ✓ 水曜以外も対応可

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（改正なし）

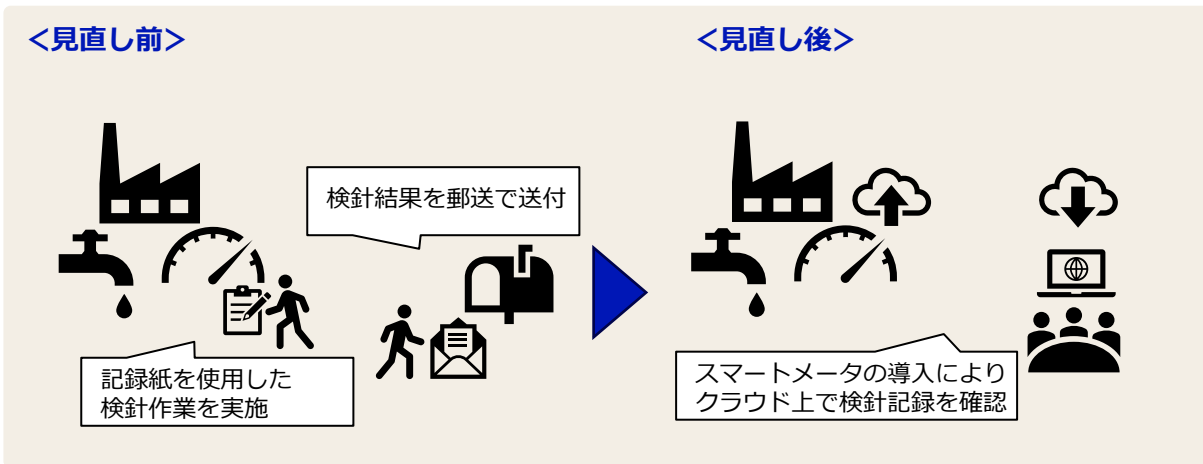
（立入検査）  
 第11条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の取り扱いについて（手引書）

※手引書内の手続きフロー（■ 2. 申請手続きの流れ）より抜粋

改正後	改正前
<p>【駐車施設の附置に関する手続き】</p> <p>完了届兼確認書の提出（注）2部提出</p> <p>附置義務完了検査 WEBカメラを用いた、オンライン検査とすることがあります。</p> <p>完了届兼確認書 副本返却（承認印有）</p> <p>特例措置（隔地・台数低減）が適用された場合</p>	<p>【駐車施設の附置に関する手続き】</p> <p>完了届兼確認書の提出（注）2部提出</p> <p>現地検査</p> <p>完了届兼確認書 副本返却（承認印有）</p> <p>特例措置（隔地・台数低減）が適用された場合</p>

業務内容	「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」等に基づく駐車施設の完成検査（完成した駐車施設が条例の基準を満たしていることを確認）
見直し方法	手引書の改正 ※ 条例等の規定は維持したまま、「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の取扱いについて定めた手引書の記載を改正することで見直しを実施したものの。
見直し内容	【見直し前】 現地検査のみ 【見直し後】 現地検査に加えWebカメラを用いたオンライン検査も可能
活用技術	ウェブカメラ、オンライン会議システム
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の移動時間が削減されたことで、<b>他の業務に時間を充てることが可能</b>に</li> <li>検査対応可能な日程が増えたことで、<b>検査待ちの解消により事業者の効率性も向上</b></li> </ul>



埼玉県工業用水道料金徴収条例（令和6年3月29日条例第25号）

改正後	改正前
<p>（料金の額）</p> <p>第三条（略）</p> <p>三（略）</p> <p>イ <b>一時間における使用水量を記録する量水器を用いる場合</b> 当該月における各一日の超過使用水量（一時間における使用水量から基本使用水量の二十四分の一及び特別使用水量を減じて得た水量のうち最大の水量に対し、二十四を乗じて得た水量）の合計水量</p> <p>ロ <b>一時間における使用水量を記録しない量水器を用いる場合</b> 当該月における使用水量から、基本使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量を減じて得た水量</p>	<p>（料金の額）</p> <p>第三条（略）</p> <p>三（略）</p> <p>イ 記録紙を使用する量水器を用いる場合 当該月における各一日の超過使用水量（一時間における使用水量から基本使用水量の二十四分の一及び特別使用水量を減じて得た水量のうち最大の水量に対し、二十四を乗じて得た水量）の合計水量</p> <p>ロ 記録紙を使用しない量水器を用いる場合 当該月における使用水量から、基本使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量を減じて得た水量</p>

業務内容	工業用水使用量の検針
見直し内容	<p>【見直し前】受水事業者が検針作業を実施し、郵送により記録紙（検針結果）を送付</p> <p>【見直し後】<b>スマートメータによる検針作業を可能とし、スマートメータを導入した受水事業者の検針結果はクラウド上で確認</b></p>
活用技術	<p>スマートメータを使用したクラウドサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流量計と有線接続したスマートメータで積算流量を記録</li> <li>・ 電気通信事業者が提供するセルラー系LPWA通信を使用し、流量データをクラウド上にアップロード</li> <li>・ インターネットを経由し端末から流量データを確認</li> </ul>
効果	<p>【定量的な効果】 県が印刷する記録紙の削減</p> <p>【定性的な効果】 受水事業者が行う記録紙やインクの交換、検針結果の郵送の手間がなくなり、利便性が向上</p>
その他参考情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期登録費、通信費等は県企業局が負担</li> <li>・ 設置にかかる機器、工事費用は受水事業者が負担</li> <li>・ 令和6年度は6事業者（148事業者中）で導入を行い、令和7年度以降も順次導入</li> </ul>



郡山市の見直し内容

→現行の例規改正を行わず、運用を変更

令和7年度郡山市工事請負契約約款

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、**当該立会い**を受けて施工しなければならない。

第15条第1項（略）

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、**受注者の立会い**の上、発注者の負担において、（略）

第18条第1項（略）

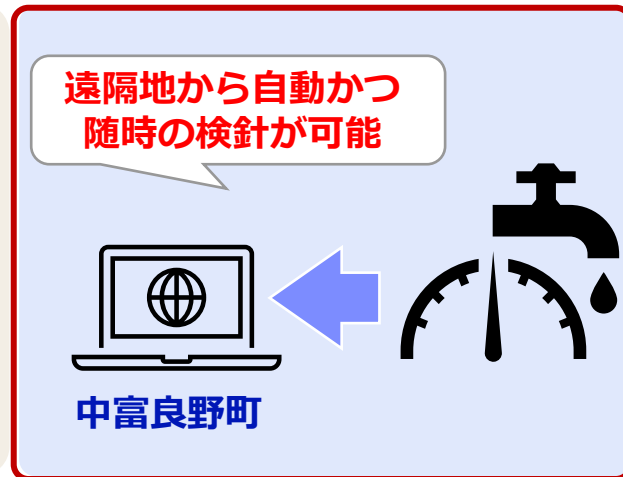
2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、**受注者の立会い**の上、直ちに調査を行わなければならない。

業務内容	監督員等による現場での資材及び施工確認の立会検査
見直し内容	左記約款の改正は行わず、デジタル技術活用可能と解釈を整理することで、 <b>運用の見直し（現場での検査を遠隔で臨場する）</b> を行った。 【見直し前】監督員等による立会検査は、現地での実施のみ可能。 【見直し後】監督員等による資材確認や施工検査等に <b>オンライン会議システムを活用し、遠方でも受検しやすい環境を整備。</b>
活用技術	ウェブ会議システム
効果	<p>&lt;定量的な効果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「段階確認」「材料確認」「立会」等に伴う<b>移動時間が削減された。</b></li> </ul> <p>&lt;定性的な効果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（発注者側）監督員等が移動時間が発生しない等、<b>業務の効率化が図られ非常に良い等の声</b>があげられた。</li> <li>（受注者側）遠方での検査では、オンラインで検査を受検できることから<b>検査までの待ち時間がなくなったという声もあり、日程調整等の観点で効果があった。</b></li> </ul>
その他参考情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度 <b>延べ399回の遠隔臨場での検査等を実施。</b></li> <li><b>導入コストは、タブレット18台（本市検査等を目的とするもの）の購入費用およそ90万円。</b>無料アプリを活用（毎月通信料と機器保守管理費の支払いあり）。</li> </ul>

<見直し前>



<見直し後>



中富良野町簡易水道事業給水条例（改正なし）

（水道メーターの設置）

第18条 給水量は町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、町長が必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 町長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置に町のメーターを設置することができる。

3 メーターは給水装置に設置し、その位置は町長が定める。

4 メーターの設置が管理上不適当となつたときは、町長は所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

（料金の算定）

第26条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ町長が定めた日（以下「定例日」という。）にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって定例日の属する月分として算定する。

2 前項の規定にかかわらず町長が必要と認めたときは、隔月の定例日にメーターの点検を行い、定例日の属する月分及びその前月分の料金を算定することができる。

3 町長は、やむを得ない理由があると認めたときは、前2項の定例日を変更することができる。

業務内容

水道使用量の検針

見直し方法

運用の見直し

※「中富良野町簡易水道事業給水条例」の規定上、「水道メーターにより計量」とされており、メーター確認の方法（現地へ赴く必要性）までは規定されていないと判断できたことから、条例の規定の改正は行わず運用の見直しによりデジタル技術を導入したもの

見直し内容

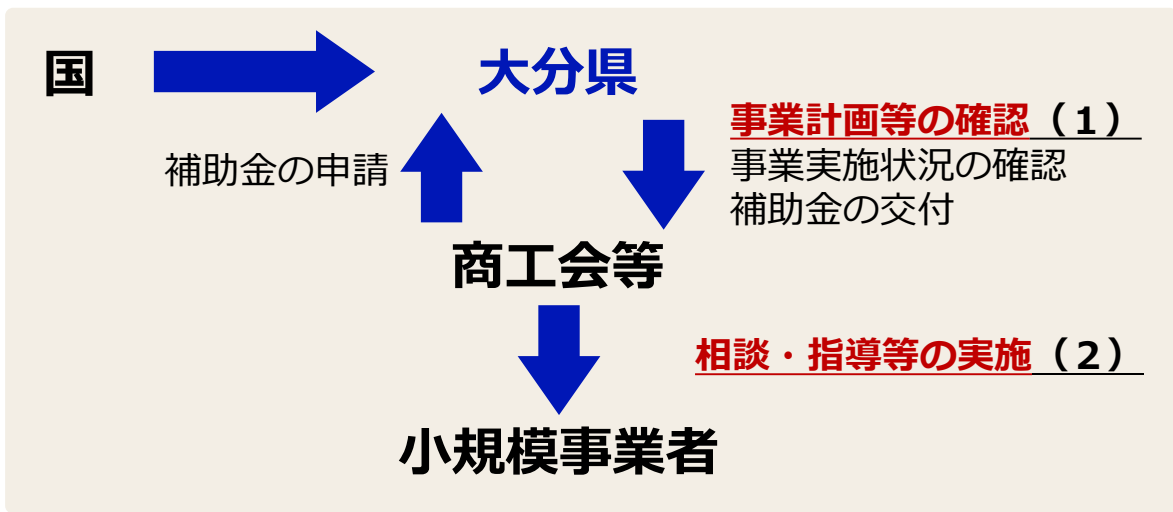
【見直し前】水道検針員が毎月現地へ赴き、目視で水道メーターの指針値を確認する運用  
 【見直し後】水道スマートメーターを導入し、遠隔地から自動かつ随時の検針を行う運用  
 ※漏水警報、検針票送付に替わるSMSサービスの導入、高齢者の見守りなどにも活用

活用技術

水道スマートメーター（遠隔検針機器）

効果

- ・ 臨時検針機能の活用で、**現場に行かずともいつでも担当課が指針値の確認ができる**ようになり検針業務が効率化され、**検針員の担い手不足を解消**
- ・ 漏水検知機能による**漏水の早期発見や、高齢者の見守りにも活用**



小規模事業経営支援事業費補助金の運用について

改正後	改正前
<p>第8 補助事業に係る調査</p> <p>1 補助金交付申請時に、その事業計画等について全ての商工会等及び県連合会に対して、<b>聞き取り</b>を行う。</p> <p>2 補助金による活動状況を正確に把握するため、商工会等及び県連合会に対して、関係書類等の調査及び補助対象職員への面談（以下「<b>実地調査</b>」という。）を行い、必要に応じて改善を指導する。</p> <p>3 実地調査の実施方法については別に定める。</p>	<p>第8 補助事業に係る調査</p> <p>1 補助金交付申請時に、その事業計画等について全ての商工会等及び県連合会に対して、<b>面談による聞き取り</b>を行う。</p> <p>2 補助金による活動状況を正確に把握するため、商工会等及び県連合会に対して、関係書類等の調査及び補助対象職員への面談（以下「<b>実地調査</b>」という。）を行い、必要に応じて改善を指導する。</p> <p>3 実地調査の実施方法については別に定める。</p>

小規模事業経営支援事業費補助金の実施方針について

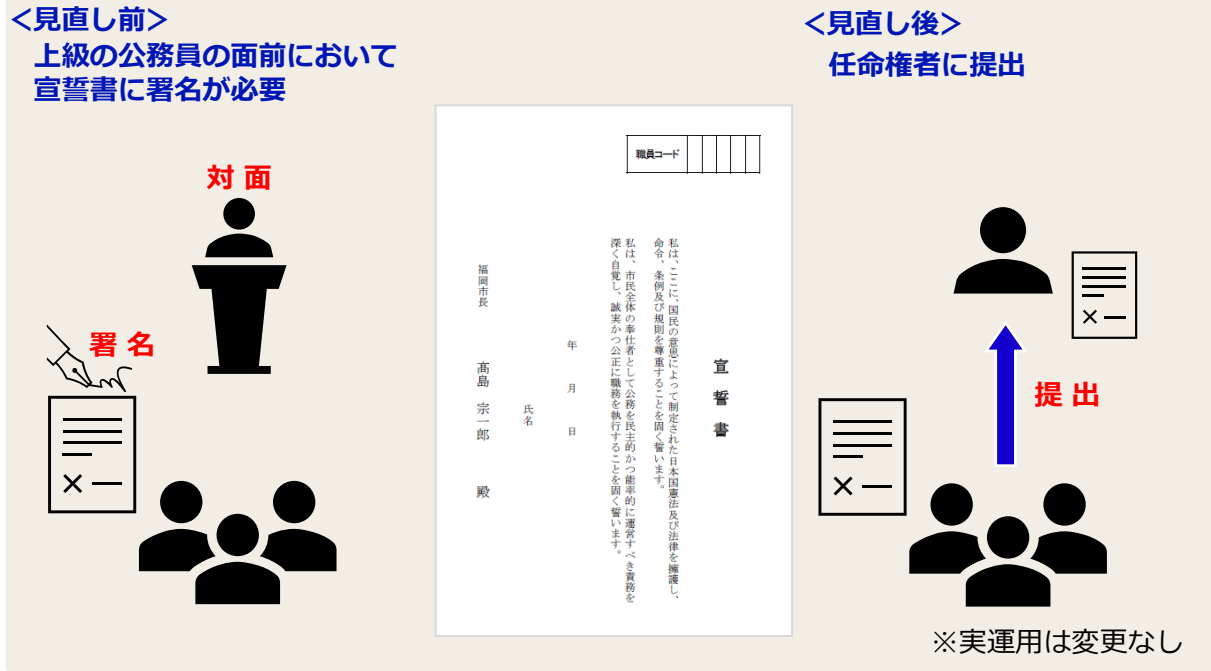
改正後	改正前
<p>1 原則 (中略)</p> <p>(3) 相談・指導等の実施に当たっては、<b>巡回による相談、指導のほか、集団指導、窓口対応、デジタル技術を活用したオンライン等での実施等</b>、地区内の小規模事業者の実情に即して行うものとする。この場合、商工会等の経営改善普及事業に対する理解度の低い小規模事業者に対しては、ねらいをもって積極的に巡回することが必要である。</p>	<p>1 原則 (中略)</p> <p>(3) 相談・指導等の実施に当たっては、<b>努めて巡回による相談、指導を行うこととするが、地区内の小規模事業者の実情によっては、集団指導にも重点を置いて行うものであること。</b>（中略）この場合、多忙な小規模事業者や商工会等の経営改善普及事業に対する理解度の低い小規模事業者に対しては、専ら来訪者を対象とする窓口相談・指導方式では不徹底であるため、来訪者の有無にかかわらず、<b>積極的に出向く巡回相談・指導方式に重点を置くことが必要である。</b>（以下略）</p>

(1)

業務内容	県が、商工会等が提出した事業計画等の内容を確認（交付申請時）
見直し方法	要領の改正
見直し内容	【見直し前】 県庁等での面談による聞き取り 【見直し後】 オンラインによる聞き取りも可能
活用技術	オンライン会議システム
効果	<p>・ 県内27の商工会等に対して行う補助金申請時のヒアリングをすべてオンラインで実施することで、<b>商工会等が県庁等を訪問する移動時間を削減</b></p>

(2)

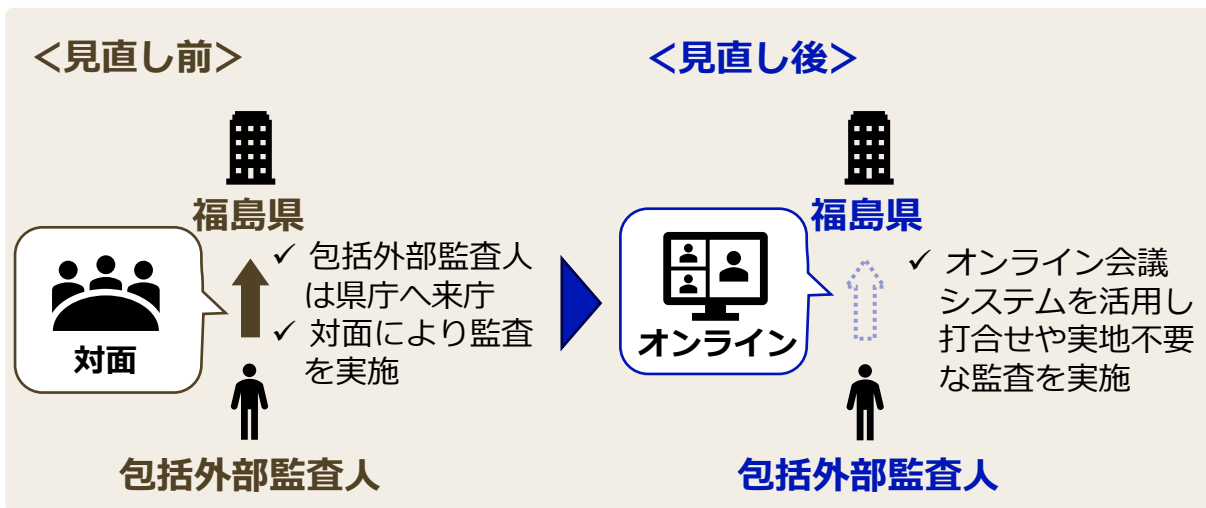
業務内容	商工会等が、小規模事業者に対して相談・指導等を実施
見直し方法	運用の手引きの改正
活用技術	オンライン会議システム
見直し内容	<p>【見直し前】 巡回による相談・指導等を基本 【見直し後】 巡回による方法に加え、<b>デジタル技術を活用したオンライン等での実施も可能</b></p>



福岡市の見直し内容（福岡市職員のサービスの宣誓に関する条例）

改正後	改正前
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第3条 新たに職員となった者は、別記様式(水道局職員、水道事業管理者、交通局職員、交通事業管理者及び消防吏員以外の職員は様式第1、水道局職員、水道事業管理者、交通局職員及び交通事業管理者は様式第2、消防吏員は様式第3)による<b>宣誓書を任命権者に提出</b>してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第3条 新たに職員となつた者は、<b>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式(水道局職員、水道事業管理者、交通局職員、交通事業管理者及び消防吏員以外の職員は様式第1、水道局職員、水道事業管理者、交通局職員及び交通事業管理者は様式第2、消防吏員は様式第3)による宣誓書に署名</b>してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p>

業務内容	新たに職員となった者が、職務を開始するに当たり、法令遵守などを宣誓する（サービスの宣誓）。
見直し内容	<p>国家公務員に係る「職員のサービスの宣誓に関する政令」が改正され、サービスの宣誓の際に「署名」及び「対面」を不要とし、宣誓書を任命権者に提出することのみとされたことも参考に、同様の改正を実施。</p> <p>【見直し前】任命権者等の「面前」で「署名」しなければならないと条例によって規定。</p> <p>【見直し後】必ずしも対面形式を伴う署名を必要としないように条例を改正。</p>
活用技術	—
効果	職員の公務員としての倫理的自覚を促すという宣誓行為の趣旨・目的を踏まえつつ、 <b>辞令交付式を対面で実施することが困難な事情が生じた場合にも対応可能になった。</b>
その他情報	福岡市では、新規採用職員が一堂に会する辞令交付式の場で、職員全員に署名させることが効率的であり、また、市職員の面前で、他の職員とともに署名させることが、市職員としての自覚を持たせるという観点から効果的であると判断し、平時の運用変更は行っていない。



福島県の見直し内容 → 規定等の改正によらず、運用の変更のみにより対応

- 地方自治法  
（包括外部監査契約の締結）  
第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。
- 一 都道府県
  - 二 政令で定める市  
（以下略）
- 第252条の37 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。
- 2 （略）
  - 3 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に少なくとも一回以上第一項の規定による監査をしなければならない。
  - 4～5 （略）
- 第252条の38 包括外部監査人は、監査のため必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人の帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

○ 福島県外部監査契約に基づく監査に関する条例

（包括外部監査契約に基づく監査）

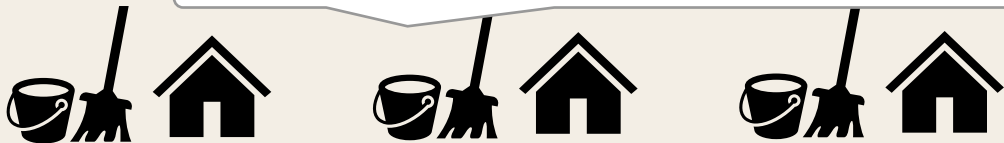
第二条 法第二百五十二条の二十九に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。（以下略）

→ 根拠規定にアナログ規制がなく、現行のままデジタル実装可能と判断し運用を変更

業務内容	地方自治法第252条の36～38の規定による包括外部監査契約に基づく監査
見直し内容	<p>【見直し前】 県の委託を受けた包括外部監査人が、実地により直接確認することで監査を実施</p> <p>【見直し後】※運用の見直し 打合せや実地でなくとも確認できる内容についてのヒアリングは、オンライン会議システムを活用可能とする見直しを行った結果、包括外部監査人が県庁へ来庁する負担の軽減を図ることができた。</p>
活用技術	オンライン会議システム
効果	<p>【職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 打合せ等のためのスペースを設ける必要がなくなった。</li> </ul> <p>【包括外部監査人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県庁へ来庁するための移動時間が省略できた。</li> </ul> <p>【双方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日程調整が容易になった。</li> </ul>
その他参考情報	オンライン会議システムは業務で通常使用しているパソコンで繋いでいるため新たな費用負担なし。

清掃の場合

<見直し前> 対象施設を利用していなくても、**1日1回以上の清掃が必要。**



4月1日（施設利用あり） 4月2日（施設利用なし） 4月3日（施設利用なし）

<見直し後> **利用の都度、あるいは適宜の状況確認による必要性に応じた清掃が可能に**  
（施設利用の無い日については、清掃が必須でなくなった）



4月1日（施設利用あり） 4月2日（施設利用なし） 4月3日（施設利用あり）

福岡市興行場法施行条例

改正後	改正前
<p>（衛生措置の基準） 第6条 法第3条第2項に規定する入場者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）施設全般の管理 ア 入場者の利用に供する器具等は、常に清潔にしておくこと。 イ <b>規則で定めるところにより</b>清掃し、常に清潔にしておくこと。 ウ <b>規則で定めるところにより</b>、害虫、ねずみ等の発生の防止及び駆除に努めること。</p> <p>（2）～（5）（略）</p>	<p>（衛生措置の基準） 第6条 法第3条第2項に規定する入場者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）施設全般の管理 ア 入場者の利用に供する器具等は、常に清潔にしておくこと。 イ <b>1日に1回以上</b>清掃し、常に清潔にしておくこと。 ウ <b>1月に1回以上消毒し</b>、害虫、ねずみ等の発生の防止及び駆除に努めること。</p> <p>（2）～（5）（略）</p>

福岡市興行場法施行細則（上記条例改正に伴い新設）

<p>（衛生措置の基準） 第6条の2 条例第6条第1号イに規定する清掃は、次の各号に掲げる構造設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>（1）観覧室等（条例第2条第2号に規定する観覧室等をいう。） <b>利用の都度</b>、清掃すること。</p> <p>（2）前号以外の構造設備 <b>適宜汚れの状況を確認し、必要に応じ</b>清掃すること。</p> <p>2 条例第6条第1号ウに規定する害虫、ねずみ等の発生の防止及び駆除は、害虫、ねずみ等の生息状況について<b>適宜調査を実施し</b>、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じることにより行う。</p>
---

業務内容

興行場の衛生措置のための清掃・害虫等の発生防止業務  
※興行場とは、「映画、演劇、音楽、スポーツなどを公衆に見せ、又は聞かせる施設（映画館や野球場など）」

見直し方法

条例・規則（細則）の改正

見直し内容

【見直し前】対象施設について、1日に1回以上の清掃や、1月に1回以上の消毒といった定期的な対応が必須  
【見直し後】対象施設について、利用の都度、あるいは適宜汚れの状況確認に基づく清掃・消毒を可能とし、定期的な対応を廃止

活用技術

なし

期待される効果

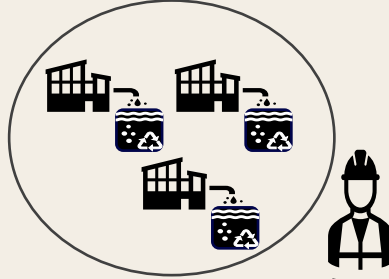
- 利用状況に応じた効率的な清掃・消毒等が可能となり、**事業者の人手不足の解消と生産性の向上に寄与。**
- 事業者は清掃や消毒等に費やしていたリソースを接客等のサービスに割り当てることが可能となり、**市民の利便性も向上。**

<見直し前>

<見直し後>



営業所に専属の浄化槽管理士を配置



営業所に浄化槽管理士を配置（兼任可能）

○川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年10月15日条例第36号）

改正後	改正前
<p>（営業所の設置等）</p> <p>第10条 浄化槽保守点検業者は、神奈川県内に営業所を設置し、<b>その営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。</b></p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、営業所に規則で定める器具を備えなければならない。</p> <p>3 浄化槽保守点検業者は、第1項又は前項に規定する要件を欠いたときは、2週間以内に、当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。</p>	<p>（営業所の設置等）</p> <p>第10条 浄化槽保守点検業者は、神奈川県内に営業所を設置し、その営業所に<b>専属の</b>浄化槽管理士を置かなければならない。</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、営業所に規則で定める器具を備えなければならない。</p> <p>3 浄化槽保守点検業者は、第1項又は前項に規定する要件を欠いたときは、2週間以内に、当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。</p>

業務内容

浄化槽の保守点検業者が営業所を設置する際、その営業所に浄化槽管理士を置く

見直し内容

条例の改正（令和6年10月29日施行）  
 【見直し前】営業所に専属の浄化槽管理士を置くことを義務付ける  
 【見直し後】「専属の」の記載を削除し、他の営業所と兼任の浄化槽管理士を置くことを可能とする

活用技術

—

期待される効果

<定性的な効果>  
 下水の普及に伴って浄化槽が減少している状況も踏まえ、効率的な職員配置が可能となる

その他参考情報

- ・浄化槽保守点検登録業者（当時78社）に対し、条例を改正の上、浄化槽管理士の兼任が可能となった旨を伝える通知を送付
- ・登録業者に対する規制緩和を行う改正のため、市の実務に変化はなし

<見直し前>

- ・ 対面形式のみ  
（講義の実施、参加者管理などの煩雑な事務が発生）



ボランティア

- ・ 決められた場所と時間で開催される研修に参加

福岡市

<見直し後>

- ・ インターネット上にアップロードされた動画を視聴



- ・ 時間と場所を気にせず研修を受けることが可能

福岡市

福岡市ミルクボランティア事業実施要綱（改正なし）

第3 申請及び登録

- 1 本事業に参加しようとする者は、センター所長にミルクボランティアの登録を申請するものとする。
- 2 センター所長は、前項の申請があり、**センターが実施する研修を受講**したうえで申請者の申請内容等がこの要綱に定める目的に合致すると認めるときは、ミルクボランティア登録台帳に登録するものとする。

福岡市ミルクボランティア事業実施要領（改正なし）

（研修の受講）

- 第3 要綱 第3の1 に基づき登録を申請した者は、**センター所長が行う研修を受講**するものとする。

業 務 内 容

哺乳が必要な幼齢動物を一時的に預かり、飼育する「ミルクボランティア」に登録時の必修研修

見直し方法

運用の見直し

※ 研修について定めた要綱・要領において研修の形式までは指定していないことから、現行規定を維持したままオンライン化が可能と整理し、運用のみを見直したものの。

見直し内容

【見直し前】 対面形式の研修  
【見直し後】 動画配信サービスにアップロードされた研修動画を視聴する形式でのオンライン研修へと変更

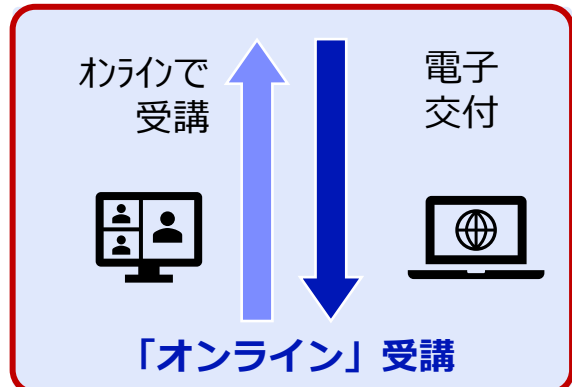
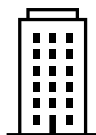
活 用 技 術

インターネット（ウェブサイト）

効 果

- ・ 決められた場所で決められた時間に受講する必要がなくなったことで、**受講者の負担が軽減**
- ・ 職員の対面研修に伴う各種調整が不要となったことで、**他の業務に時間を充てることが可能に**

徳島県（県警）



安全運転管理者



徳島県道路交通法施行細則（改正なし）

（講習）

第28条 規則第38条に規定する講習の申出の手続その他講習について必要な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 講習の申出の手続

ア～シ （略）

(2) 講習時間

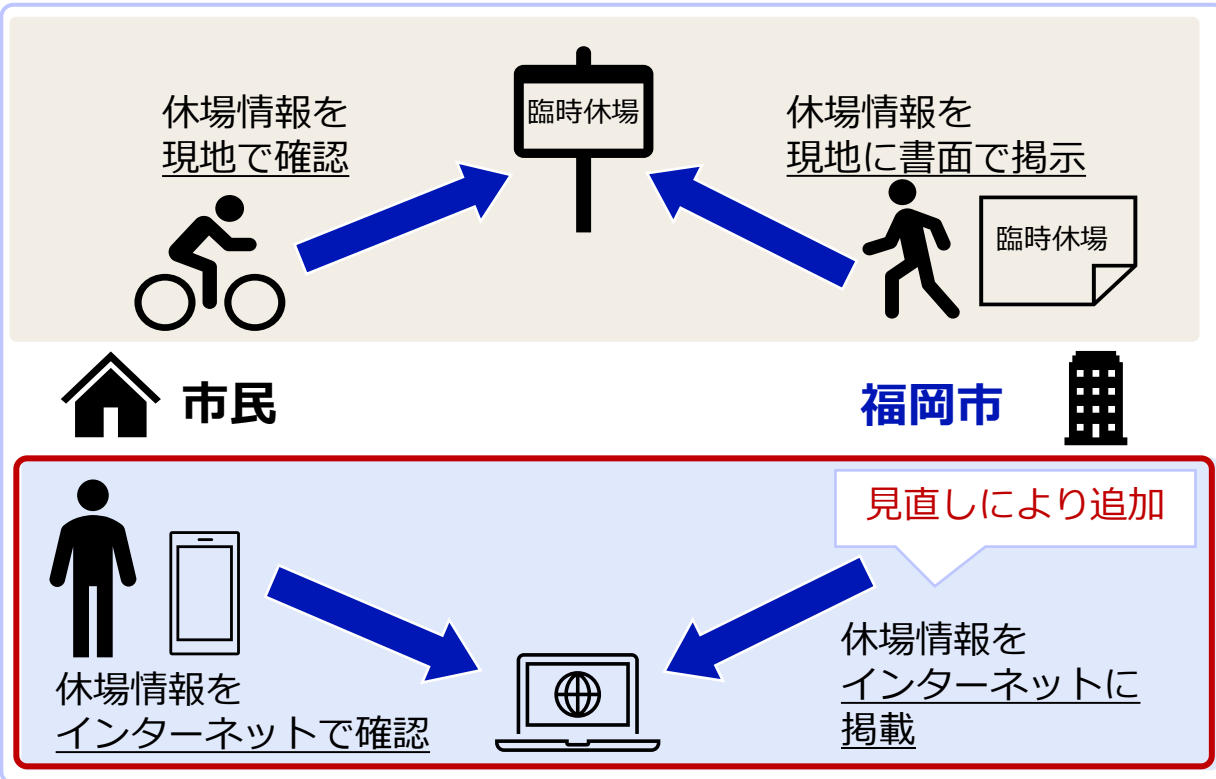
安全運転管理者等の講習時間は、6時間とする。

(3) 講習終了証書の交付

ア **安全運転管理者等講習を受講した者には、別記様式第15号の18の安全運転管理者等講習終了証書を交付するものとする。**

イ・ウ （略）

業務内容	各事業所等における安全運転管理者に対し、道路交通法に基づき公安委員会が実施する法定講習
見直し方法	運用の見直し ※徳島県道路交通法施行細則では、「安全運転管理者等講習を受講した者には、・・・安全運転管理者等講習終了証書を交付するものとする。」と定められており、 <u>専用サイトから終了証書が取得・印刷できる状態とすることを「交付」として整理したもの</u>
見直し内容	【見直し前】講習を対面で実施 講習終了証書を紙で交付 【見直し後】講習のオンライン受講 終了証書の電子交付 (専用サイトから受講者が印刷可能)
活用技術	テレビ会議システム、電子署名・電子印影
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全運転管理者（受講者）は、講習をオンラインで受講し、終了証書の電子交付を利用することで、会場に来場することなく受講が出来るため、<b>移動時間や費用の負担軽減が図られ、感染症等流行時の予防にも寄与</b></li> </ul> <p>【参考】 オンライン受講率 令和5年度 31.5% (オンライン受講者の約9割が次回も希望)</p>



福岡市庁舎自転車駐車場条例（改正なし）

（休場）  
第5条 市長は、必要があると認めるときは、臨時に自転車駐車場を休場することができる。この場合において、市長は、**自転車駐車場の見やすい箇所にその旨を掲示しなければならない。**

福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（第7条を追加）

（自動公衆送信等による掲示）  
第7条 掲示については、当該掲示に関する他の条例等の規定にかかわらず、**書面等を当該条例等の規定に規定する場所において掲示するとともに、規則等で定めるところにより、当該書面等に記載された情報を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次条第1項において同じ。）により公衆の閲覧に供するものとする。**

福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（第14条を追加）

（掲示又は公示通知に係る自動公衆送信による公衆の閲覧）  
第14条 市長等は、条例第7条又は第8条第1項の規定に基づき、電気通信回線に接続して行う**自動公衆送信により公衆の閲覧に供するときは、福岡市ホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。**

業務内容	庁舎駐輪場を臨時休場する場合に休場情報を市民に周知
見直し方法	条例の改正 ※ 休場情報の掲示について定めた「福岡市庁舎自転車駐車場条例」における規定は維持したまま、「オンライン化条例（デジタル手続条例）」を改正して「自動公衆送信等による掲示」に係る規定を新設することで、他の「掲示」について定めた条例とともに一括的に見直しを実施したもの。
見直し内容	【見直し前】 休場情報を記載した書面を駐輪場の見やすい場所に掲示し、周知 【見直し後】 従来の方法に加え、インターネット（福岡市ウェブサイト）への情報掲載による周知も可能
活用技術	インターネット（ウェブサイト）
効果	市民は、駐輪場に行くことなく、 <b>インターネットを通じて時間と場所を問わずに休場情報を得ることも可能となり、利便性が向上</b>



福岡市の見直し内容（福岡市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則）

改正後	改正前
<p>(掲示の方法)</p> <p>第13条 条例第 16 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 条例第 16 条第 2 項に規定する規則で定める方法は、インターネットの利用その他の方法とする。</p>	<p>(掲示の方法)</p> <p>第13条 条例第 16 条第 2 項に規定する<u>掲示は、次に掲げる事項を動物愛護管理センターに掲示することにより行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>

参考（福岡市動物の愛護及び管理に関する条例）

<p>(抑留及び譲渡)</p> <p>第16条 2 市長は、前項の規定により抑留した犬のうち、飼い主が判明しているものについては当該飼い主にこれを引き取るべき旨の通知を行い、飼い主が判明していないものについては抑留している旨その他規則で定める事項の公示を捕獲させた日から2日間規則で定める方法により行うものとする。</p>
---

業務内容

動物愛護管理センターに抑留されている飼い主不明の抑留犬を元の飼い主へ返還するために、飼い主不明の抑留犬を抑留している旨その他規則で定める事項を広く周知すること。

見直し内容

- 【見直し前】動物愛護管理センター内の掲示板へ飼い主不明の抑留犬情報を記載した書面を掲示
- 【見直し後】動物愛護管理センターが運営するホームページ内へ飼い主不明の抑留犬情報を掲載

活用技術

インターネット

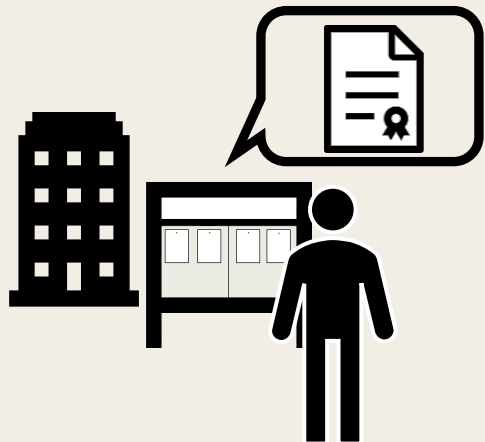
効果

- 掲示板への書面掲示業務の削減
- (参考) 飼い主不明の抑留犬情報のオンライン公示回数
  - ・R5年度：62回/全62回中
  - ・R6年度：48回/全48回中
- ※飼い主不明の抑留犬の頭数から算出した実績値

その他参考情報

- ・ホームページのほか、必要に応じて、Instagramにも、飼い主不明の抑留犬の写真等を投稿している。
- ・条例等の改正前から飼い主不明の抑留犬の情報をホームページに掲載していた。

<見直し前> 県庁内掲示板に書面で掲示



<見直し後> 山形県ホームページ上での掲載  
(試験実施状況・合格者発表 | 山形県)



職員の採用試験に関する規則（昭和51年5月14日山形県人事委員会規則4-2）

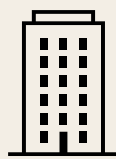

改正後	改正前
<p>(中略)</p> <p>第30条 人事委員会は、合格者を決定したときは、<b>当該合格者の試験区分及び受験番号を山形県ホームページに掲載して発表するとともに、書面で合格者である旨を本人に通知しなければならない</b></p>	<p>(中略)</p> <p>第30条 人事委員会は、合格者を決定したときは、<b>人事委員会の定める場所に当該合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表するとともに、書面で合格者である旨を本人に通知しなければならない。</b></p>

業務内容	職員採用試験合格者の受験番号発表
見直し内容	<p>職員採用試験に関して必要な事項を定める「<b>職員の採用試験に関する規則</b>」を改正。</p> <p>【見直し前】<b>山形県庁内の掲示板に合格者の試験区分と受験番号を記載した書面を掲示</b></p> <p>【見直し後】<b>山形県のホームページに合格者の試験区分と受験番号を掲載</b></p>
活用技術	インターネット
効果	<p>見直しにより、職員による掲示板への<b>書面掲示関係事務業務時間が削減された。</b></p> <p>○令和6年度職員採用試験合格者発表件数：26件 ○令和6年度は<b>約390分削減</b>。 (年間：約15分（1件あたり）× 26件)</p>
その他情報	—

古賀市

<見直し前>



✓ 申請書（紙）と母子手帳を窓口を持参

「書面」・「対面」申請

<見直し後>

見直しにより追加

✓ 電子申請フォームからオンラインで申請  
 ✓ 母子手帳の写真を撮影して添付可能（スマホで完結）

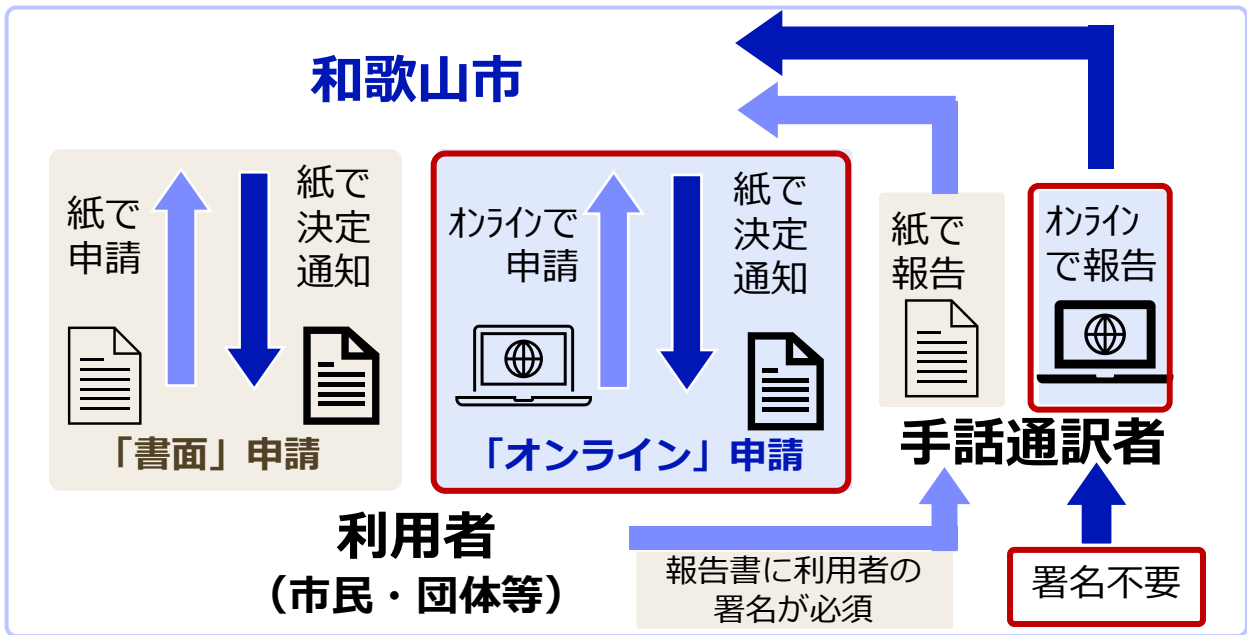
「オンライン」申請



業務内容	「産後ケア」の利用申請・受付
見直し方法	要綱（告示）の改正 ※従来の方法（書面・対面での申請）に加え、オンラインによる申請も可能であることを明確化したもの
見直し内容	【見直し前】申請書（紙）を市の窓口（子ども家庭センター）に持参して利用申請 【見直し後】オンラインによる利用申請も可能
活用技術	オンライン電子申請システム
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民は、自宅等からオンラインで申請することが可能となったことで、<b>産後の体が回復していない状態で窓口を訪問する必要がなくなり、利便性が大きく向上</b></li> <li>また、窓口申請が減ったことで、<b>職員の負担軽減と事務の効率化にも寄与</b></li> </ul>

古賀市産後ケア事業実施要綱

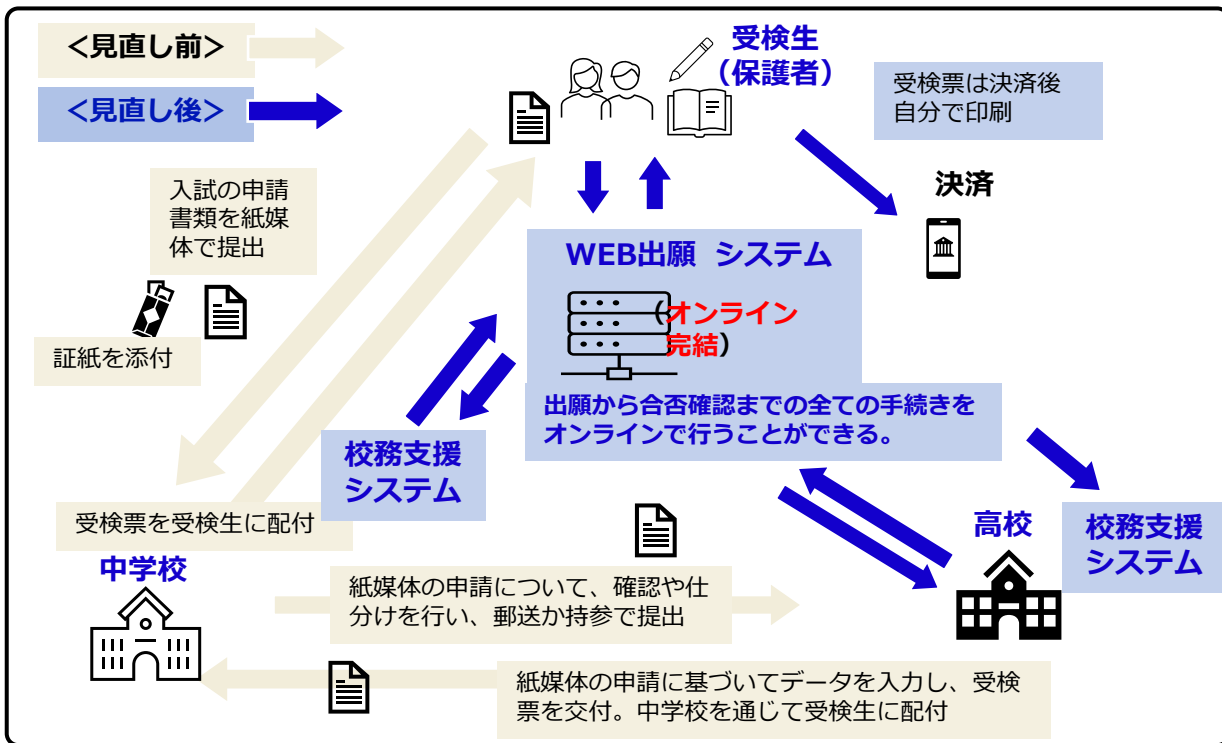
改正後	改正前
(利用申請) 第8条 利用者は、古賀市産後ケア事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に母子健康法（昭和40年法律第141号）第16条の規定による母子健康手帳（以下「母子手帳」という。）を添えて、市長に提出するものとする。 2. 利用者は、前項の規定による申請書の提出に代えて、申請書に記載すべき事項をオンライン電子申請システム（オンラインにより申請手続を行うために用いるシステムとして市長が認めるものをいう。）に入力し、母子手帳の写しを添えて送信することができる。	(利用申請) 第8条 利用者は、古賀市産後ケア事業利用申請書（様式第1号）に母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条の規定による母子健康手帳を添えて、市長に申請するものとする。



和歌山市意思疎通支援事業に係る手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱（様式の改正）

改正後	改正前																																		
<p>(手話通訳者の業務報告) 第6条 手話通訳者は、業務終了後、速やかに手話通訳者派遣実績報告書（別記様式第4号）により市長に報告するものとする。</p> <p>別記様式第4号（第6号欄参照） 手話通訳者派遣実績報告書 記号：_____ 年 月 日 (宛先) 和歌山市長</p> <p>手話通訳者 次のとおり報告します。</p> <table border="1"> <tr><td>申請者</td><td></td></tr> <tr><td>実施日</td><td>年 月 日 曜日</td></tr> <tr><td>場所</td><td></td></tr> <tr><td>申請時間</td><td>時 分 ~ 時 分</td></tr> <tr><td>通訳時間</td><td>時 分 ~ 時 分</td></tr> <tr><td>内容</td><td></td></tr> <tr><td>距離</td><td>自署徒歩 ( ) 徒歩 ( ) 自転車 ( ) 公共交通機関 (バス・電車) 派遣 ( ) 付</td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table>	申請者		実施日	年 月 日 曜日	場所		申請時間	時 分 ~ 時 分	通訳時間	時 分 ~ 時 分	内容		距離	自署徒歩 ( ) 徒歩 ( ) 自転車 ( ) 公共交通機関 (バス・電車) 派遣 ( ) 付	備考		<p>(手話通訳者の業務報告) 第6条 手話通訳者は、業務終了後、速やかに手話通訳者派遣実績報告書（別記様式第4号）により市長に報告するものとする。</p> <p>別記様式第4号（第6号欄参照） 手話通訳者派遣実績報告書 記号：_____ 年 月 日 (宛先) 和歌山市長</p> <p>手話通訳者 次のとおり報告します。</p> <table border="1"> <tr><td>申請者</td><td></td></tr> <tr><td>実施日</td><td>年 月 日 曜日</td></tr> <tr><td>場所</td><td></td></tr> <tr><td>申請時間</td><td>時 分 ~ 時 分</td></tr> <tr><td>通訳時間</td><td>時 分 ~ 時 分</td></tr> <tr><td>内容</td><td></td></tr> <tr><td>距離</td><td>自署徒歩 ( ) 徒歩 ( ) 自転車 ( ) 公共交通機関 (バス・電車) 派遣 ( ) 付</td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> <tr><td>利用者確認</td><td></td></tr> </table>	申請者		実施日	年 月 日 曜日	場所		申請時間	時 分 ~ 時 分	通訳時間	時 分 ~ 時 分	内容		距離	自署徒歩 ( ) 徒歩 ( ) 自転車 ( ) 公共交通機関 (バス・電車) 派遣 ( ) 付	備考		利用者確認	
申請者																																			
実施日	年 月 日 曜日																																		
場所																																			
申請時間	時 分 ~ 時 分																																		
通訳時間	時 分 ~ 時 分																																		
内容																																			
距離	自署徒歩 ( ) 徒歩 ( ) 自転車 ( ) 公共交通機関 (バス・電車) 派遣 ( ) 付																																		
備考																																			
申請者																																			
実施日	年 月 日 曜日																																		
場所																																			
申請時間	時 分 ~ 時 分																																		
通訳時間	時 分 ~ 時 分																																		
内容																																			
距離	自署徒歩 ( ) 徒歩 ( ) 自転車 ( ) 公共交通機関 (バス・電車) 派遣 ( ) 付																																		
備考																																			
利用者確認																																			

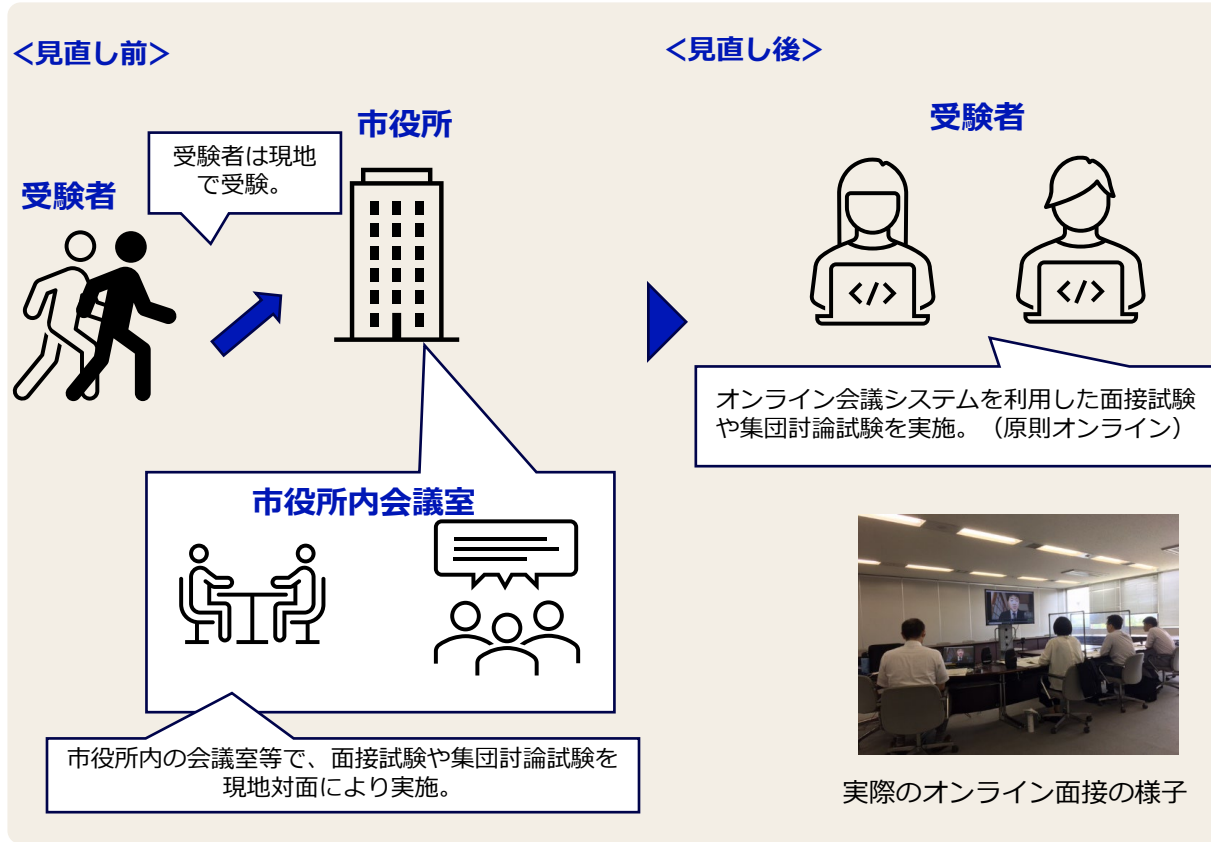
業務内容	利用者（市民・団体等）から申請があった場合に手話通訳者や要約筆記者を派遣する「意思疎通支援事業」の利用申請及び実施報告
見直し方法	【利用申請】運用の見直し 【実施報告】要綱の改正 ※利用申請（条例・規則で規定）については、現行規定のままオンライン化が可能と整理し、運用のみ見直したものの。実施報告については、要綱で定める報告書の様式を見直し、 <u>必須としていた利用者の署名を不要とすることでオンラインでの報告を可能としたもの。</u>
見直し内容	【見直し前】利用者は書面で申請 手話通訳者は報告書を書面で作成・提出（ <u>利用者の署名が必須</u> ） 【見直し後】利用者はシステムによるオンライン申請も可能 手話通訳者もシステムによる <u>オンラインでの報告も可能</u>
活用技術	オンライン申請システム
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者（市民・団体等）は、申請をオンラインで行うことが可能となり、<b>申請窓口までの移動時間が削減され、利便性が向上</b></li> <li>派遣された手話通訳者は、報告書の提出をオンラインで行うことが可能となり、<b>報告窓口までの移動時間が削減され、利便性が向上</b></li> </ul>



業務内容	高等学校入学試験に係る事務手続き
見直し内容	<p>入学試験に係る一部の手続きについて、証紙による手数料等の収入を求め、<b>紙の介在を前提としていた県証紙条例を改正。</b></p> <p>【見直し前】出願手続き・入学考査料の納付（受検者）、申請情報の確認・受検票の交付（学校）等、<u>紙媒体による手続き</u></p> <p>【見直し後】出願から合否確認まで、入学考査料納付を含む受検者の手続き、中学校、高校の教員の事務<u>すべてをオンラインで行うことが可能。</u></p>
活用技術	<p><b>WEB出願システム</b></p> <p>※出願、入学考査料納付、合否結果等の情報を一元的に管理。</p>
効果	<p>&lt;定量的な効果&gt; すべての事務手続きをオンライン手続き可能としたことで、作業の効率性が向上し、<b>教員の作業時間が年間約35,000時間削減された。</b>また、削減時間を費用に換算すると、<b>年間約1.5億円の削減となる。</b></p> <p>&lt;定性的な効果&gt; 受検パターンの自動チェック等により、申請や事務処理ミスを防止。教員の心理的負担を大きく軽減。</p>
その他情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度に業務仕様検討、令和5年度予算化（4月から12月にかけて設計～運用テスト等）、令和6年3月入試よりWEB出願システム導入。</li> <li>導入費約65,000千円、経常費約20,000千円（導入後5年間。その後は約3,000千円。）</li> </ul>

岐阜県の見直し内容（証紙条例）

改正後	改正前
<p>（証紙により収入する使用料及び手数料）</p> <p>第2条 別表に掲げる使用料及び手数料は、証紙により収入する。ただし、当該使用料及び手数料を納付しようとする者が次のいずれかの方法により納付する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 自ら納付する方法であつて、<b>電子情報処理組織を使用するものその他の情報通信技術を利用するもので規則で定めるもの</b></p> <p>(2) 地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に当該使用料又は手数料の納付を委託して納付する方法</p>	<p>（証紙により収入する使用料及び手数料）</p> <p>第2条 別表に掲げる使用料及び手数料は、証紙により収入する。</p>



郡山市の見直し内容

→現行の例規改正を行わず、運用を変更

郡山市職員の任用に関する規則

第4条 試験は、その対象となる職種に応じて適宜次に掲げる方法のうち2以上を併せて行うものとする。

(1) 筆記試験 (2) 面接試験 (3) その他その職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及びその職についての適性(第12条において「標準職務遂行能力等」という。)を客観的に判定することができる方法

業務内容	職員採用試験における採用面接および集団討論
見直し内容	<p>左記規則の改正は行わず、デジタル技術活用可能と解釈を整理することで、<b>運用の見直し</b>を行った。</p> <p>【見直し前】庁内に面接や集団討論会場を設営し、現地でのみ受験可能。</p> <p>【見直し後】面接や集団討論に<b>オンライン会議システムを活用し遠方でも受験しやすい環境整備。</b></p>
活用技術	オンライン会議システム
効果	<p>&lt;定量的な効果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>面接会場の受験生控室に係る<b>省スペース化</b></li> </ul> <p>&lt;定性的な効果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受験者より、移動時間が発生しない等、<b>利便性が向上しありがたい等の反応がある。</b></li> <li>遠方に居住していた内定者より「オンラインで受験できることから申込みを行った」という声もあり、<b>人材確保の観点で効果が出ている。</b></li> </ul>
その他情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度 <b>延べ308名にオンラインで面接を実施。</b></li> <li>庁内会議等の目的で導入済みの既存のオンライン会議システムを活用しているため、<b>導入コストは無し。</b></li> </ul>